

「県民の声を受けて」公表分の概要

平成26年7月7日
戦略企画部

県民の声を受けて、6月2日、同月16日及び7月1日に県ホームページに公表した県民の声の概要と県の対応は、別添のとおりです。

声の件数は74件ですが、このうち4件については複数の所属が対応しており（別表の整理番号欄の（ ）内が重複番号）、県の対応件数は79件となっています。

声の種別、部局別の県政への反映区分等の概要は、次の1及び2のとおりです。

また、別表の整理番号欄に、A、B又はCを印した主な内容は3のとおりです。

1 声の種別

県民の声は、次の7種類に区分して整理しています。(件)

区分	提案 意見	苦情	要望	照会	相談	激励 賛同	その他	計
件数	57	8	3	9		2		79

2 対応部局別反映区分

県民の声の県政への反映については、次の6区分によって整理しています。(件)

部局等	区分	既 に 実 施 し て い る	県 民 の 声 を 受 け て 実 施 し た	今 年 度 内 に 反 映 し たい	次 年 度 以 降 に 反 映 し たい	施 策 の 参 考 と す る	反 映 は 困 難 で あ る	計
防災対策部								
戦略企画部		1	1					2
総務部		5	1			2	4	12
健康福祉部		19				1		20
環境生活部		3	1	1		2		7
地域連携部		1	2	1		2	1	7
農林水産部		4	1	1				6
雇用経済部		2				3		5
県土整備部		1	1	1			1	4
出納局								
企業庁		1	1					2
病院事業庁								
議会事務局		2						2
監査委員事務局		1						1
人事委員会事務局								
教育委員会事務局		9				1	1	11
労働委員会事務局								
選挙管理委員会事務局								
計		49	8	4		11	7	79

注) 各庁舎事務所等は、本庁の各部局にカウントしています。

3 主な内容

(1) 職員に関するもの（別表の整理番号欄にAを印したもの）

ア 職員の勤務、マナー等に関する苦情 No. 13、No. 47、No. 48、No. 63

イ 職員の給与等に関する要望 No. 3

ウ 職員の勤務等に関する意見 No. 4、No. 54、No. 65

エ 職員の応対等に対するお礼 No. 35(No. 73)

(2) 職員の気付きにつながると思われるもの（別表の整理番号欄にBを印したもの）

ア 職員に関するもの No. 4

(3) 「県民の声を受けて実施した」もの（別表の整理番号欄にCを印したもの）

ア 県政への反映区分のうち「県民の声を受けて実施した」もの No. 2、No. 3、No. 41、No. 46、No. 48、No. 54、No. 63、No. 65

県民の声を受けて
(Web公開)

- ・平成26年6月2日、同月16日及び同年7月1日に県ホームページ「県民の声」コーナーで公開したもの
- ・下表のうち、「種別」及び「反映区分」欄は、県ホームページには未掲載
- ・整理番号欄に、A、B、Cを印したものは、今月の主な内容（19件）
 - Aは職員に関するもの（10件）
 - Bは職員の気付きにつながると思われるもの等（1件）
 - Cは「県民の声を受けて実施した」案件で、県民サービス向上のため業務の改善等へ反映したもの（8件）

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	【件名】	【概要】	対応部局	対応課	【対応内容】	反映区分
1	2014/5/7	電子メール	苦情	県政だよりについて	県政だよりをあるスーパーにもらいに行ったら、ありませんでした。サービスカウンターで聞いても知らないとのことでした。おそらくここへ配置される事は無いと思い、隣町へもらいに行ってきました。それに、地デジの画面は小さく、見にくかったので改善を希望します。	戦略企画部	広聴広報課	この度は「県政だより みえ」の施設への配置に関してご意見をいただき、ありがとうございます。また、県政だよりの入手に関して、ご足労をおかけしました点、おわび申し上げます。県では平成26年4月からテレビのデータ放送で県政の情報をお届けすることにあわせ、お近くの公共施設や民間施設に配置のご協力をお願いし、県民の皆さんが手軽に入手できる環境の整備を進めたところです。ご連絡をいただきましたスーパーマーケットの本社の方に連絡を取り、それぞれのお店での配置状況をお尋ねしたところ、各お店の事情により具体的な配置状況もまちまちのことでした。この4月から配置をお願いしたところであり、個々のお店の担当の方に、まだ浸透していないことも考えられます。私どもとしても、ご連絡をいただいた施設の方々と連絡をとりながら、県政だよりの配置と入手を希望される県民の皆さんへのご対応についてのご協力を、改めてお願いしていきたいと考えています。また、テレビのデータ放送の画面についてのご意見もありがとうございます。改善のご要望につきましては、技術的な制約もございますが、県民の皆さんから寄せられた要望を参考に、今後とも見やすくする改善・工夫を重ねていきたいと考えています。県政だよりに関する施設への配置やテレビのデータ放送配信につきまして、26年4月から開始したところですので、県民の皆さんへの周知も含めてまだまだ改善の努力が必要と認識しております。今後とも紙でもデータ放送でも、県民の情報を県民の皆さんにお伝えしていけるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。	すでに実施している
2 (C)	2014/5/19	電子メール	提案意見	「県政だより みえ」の「イベントガイド」について	町内から県政だよりが、本日の19日、回覧されてきましたが、記事内容「イベントガイド」等ですでに終了したものが多々あるので、税金の無駄遣いにならないように、5月号なら6月の行事等を載せるような配慮はできないでしょうか。なお、回覧の初日は5月16日になっていることを申し添えます。また、当県の観光情報等を検索しても他県に比較して、検索すれば納得されると思います。最中身の無いものになっているので、県がリードして充実したものを作ることができないのでしょうか。	戦略企画部	広聴広報課	この度は、「県政だより みえ」5月号についてご意見をいただき、ありがとうございます。イベントガイド等に掲載している各行事について、回覧でご覧いただいた時には既に終了したものが多々あるとのことで、大変ご迷惑をおかけいたしました。県政だよりでは、できるだけ旬な情報を県民の皆さんにお伝えしたいと考えており、発行月の10日以降に開催または募集を継続して行うイベント等に限定して掲載しています。これまで県政だよりは、市町を通じて各自治会等に各戸配布をお願いしておりましたが、市町の広報紙と一緒に配布するなど各自治会それぞれの事情もあり、皆さんのお手元に届く時期にばらつきがありました。より新しい情報をより早く皆さんにお届けできないかということで、この4月からは、三重テレビのデータ放送を活用して最新の情報をお伝えするとともに、県政だよりの各戸配布については見直しを行い、市民センターなどの公共施設やコンビニなどの民間施設に配置しています。その一方で、自治会での回覧についてご協力いただける市町にはお願いをしており、その結果、今回のようなご迷惑をおかけしたと認識しております。できるだけ旬な情報が求められているため、翌月以降のイベントのみを掲載するというのは難しい部分もありますが、初旬にイベント等が終了しているということがないよう掲載内容については慎重に選定していくとともに、回覧にご協力いただける市町に対し回覧に合わせた配布日について改めて確認し、少しでも早く皆さんにお届けできるよう努めてまいります。県の観光情報については、紙の「県政だより」はどうしてもスペースが限られておりますが、データ放送は、紹介できる容量も多く、更新も可能であることから、10日毎に最新の情報に入れ替えを行っているところです。ウェブサイトでは、三重県観光連盟のサイト「観光三重」で様々な観光情報を発信しておりますので、ご覧いただけたら幸いです。なお、ご指摘いただきました県ウェブサイトにおける観光情報関連ページは、「三重県からの観光情報（行政情報）」であるとされますが、こちらにつきましても、リンク先として「観光三重」を紹介するものに修正をさせていただきます。今後も、様々な媒体を通じてより新しい情報をお伝えできるよう努めてまいります。	県民の声を受けて実施した
3 (A) (C)	2014/3/31	電子メール	要望	住居手当について	公務員の手当の不正受給が問題となっておりますが、三重県の職員で手当を不正受給している人がいます。厳重に調査のうえ、県民の税金を返還させ、処分、提訴してください。	総務部	人事課	平素は県行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。住居手当の支給に当たっては、手当申請時に職員から住民票、アパートの賃貸契約書の写し及び家賃の領収書の写し等を証拠書類として提出を求め、それらを確認の上支給を決定しています。また、契約状況等の確認のため、事後確認として1年に1度、職員から家賃の領収書の写しの提出を求めているところです。今回、ご指摘いただいた所属を対象として、住居手当の支給状況を調査しました。調査は、手当申請時及び事後確認の提出書類の書面審査に加え、所属長に対し職員の通勤状況の聴き取りを行いました。その結果、職員から提出されたアパートの賃貸契約書の写し及び領収書の写しなどの手当支給決定にかかる書類に、不正な点は見受けられず、手当支給は適正に行われていると判断しました。今後も引き続き、適正な給与制度の運用に努めてまいります。	県民の声を受けて実施した
4 (A) (B)	2014/5/7	電子メール	提案意見	職員の呼び方について	職員を呼び捨てにする上司がいると聞きました。年上だから上司だからという理由で呼び捨てにするのはおかしいと思います。年上だからというのなら、一般の県民から呼び捨てにされてもいいということになりますし、年下の上司を呼び捨てにしてもいいということになります。他人の前で息子を呼び捨てにされる親の立場からすれば、その親に対して、そして先祖への侮辱と受け取られても仕方がないのではないですか。親しみを込めると言うなら「呼ぶぞ」とかいう恫喝ではなく、相手の同意を得ることが必要だと思います。	総務部	人事課	職場内での職員同士の呼び方等については、社会常識や対人マナーに基づくのはもちろんのこと、職員間の信頼関係にも基づくものと考えています。職員それぞれが相手を尊重するとともに、職員が互いのつながりを大切に、個性や能力を発揮することにより、働きやすい職場づくりを進めていきます。	すでに実施している
5	2014/5/14	電子メール	提案意見	スーパークールビズについて	三重県庁では、環境省が推進しているスーパークールビズを導入しているのでしょうか。もし、導入しているのなら県庁内でスーパークールビズを実施しているポスターなどを掲示していただけないでしょうか。また、導入していないのであれば、導入するようにご検討いただけないでしょうか。最近では、東日本大震災以降、特に電力消費の抑制が求められる中で、スーパークールビズを導入する官庁や企業が多くなっていることはご存知かと思いますが、昨年は三重県庁のスーパークールビズ導入状況が分からず、仕事で県庁を訪問するときのような服装で伺ったらいかがでしたか。最近では、社会全体が環境負荷の低減を目的に、積極的な省エネを推進しています。そのような中、ぜひ、三重県庁でもスーパークールビズを導入していることを内外に示し、社会啓発に努めていただければと存じます。	総務部	人事課	スーパークールビズの実施につきましてご提案ありがとうございます。三重県では、温室効果ガス削減など地球温暖化防止、節電につなげていけるよう、5月1日から10月31日までをクールビズ期間として、「ノーネクタイ・ノー上着ファッション」の軽装による勤務を行っています。一方で、クールビズの軽装をさらに進めた「スーパークールビズ」の取組につきましては、県職員の軽装化による影響等に対して、来庁者をはじめとする県民の皆様から様々なご意見もあることから、現時点では実施しておりません。クールビズの実施に当たっては、来庁された方や県民の皆様が、気持ちよく職員と接していただくとともに県職員としての信用と品位を損なうことのないよう、節度を保ったさわやかな服装を心がけ、より効果的な取組となるよう努めて参ります。いただきましたご意見につきましては、今後、クールビズを実施していくに当たって、貴重なご意見として参考とさせていただきます。	施策の参考とする

6	2014/5/22	電子メール	照会	精神障がい者の採用について	精神障がい者手帳を取得するつもりです。公務員の障がい者枠の採用はほとんど身体障がい者しかありません。三重県では、精神障がい者の公務員の障がい者枠での募集または募集予定はありませんか。	総務部	人事課	現在、三重県では精神に障がいを持つ方を対象に特別枠を設けて採用試験を実施していません。精神に障がいを持つ方の特別枠での採用につきましては、法律改正の動向等も注視しながら、職員採用試験全体の在り方も勘案しつつ今後検討してまいりたいと考えています。	施策の参考とする
7	2014/5/27	封書・葉書	提案意見	職員の家族の就労について	県職員が管理職で、その家族が県の関係団体に勤務していると聞きました。その家族の給料も上がったと聞きました。私たちが生活に困っているのにその家族は、裕福な暮らしをしています。本来であれば、職員が管理職になればその家族は退職すべきです。市役所では、職員が管理職になれば、その家族は何らかの影響があると聞きます。県の管理職で、家族が県の関係団体に勤務している職員は何人いるのか、また給料はどうなっているのか公表すべきです。また、県職員の中には、年間30日も休んでいる職員がいると聞きました。民間では考えられません。もっと税金で給料が支払われていることを自覚すべきです。	総務部	人事課	ご意見いただき、ありがとうございます。県では毎年9月末頃に、職員の給与と人事の状況をはじめとした人事行政の運営状況を公表し、三重県における給与・人事行政の透明性の確保を図っているところです。人事行政の運営状況の公表においては、職員の平均給与月額についても掲載していますが、ご意見いただいた職員の家族情報については、職員の給与・人事状況とは直接関係がないことから、公表の趣旨から対象外と考えております。なお、三重県では、職員の家族の就労状況により、職員の身分に影響を及ぼすことはありません。休暇につきましては、「職員には「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に基づき、一定の日数の年次有給休暇を付与しています。また、職員から年次有給休暇の申請を受けた所属長は、公務の正常な運営に支障がなければ、その理由を問わず承認し、休暇を与えなければならないことになっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。今後も、人事行政の運営状況を公表することで、行政サービスの担い手である県職員の勤務実態などを県民の皆さんに知っていただき、行政の透明性を高めることによって、より適正に人事行政を運営してまいります。	すでに実施している
8	2014/5/6	電子メール	提案意見	クレジットカードによる納付について	クレジットカードによる自動車税の納付はとてもいい仕組みだと思います。ただひとつ疑問点があります。支払いをする地域により手数料が大きく違うのは何故でしょうか。ほとんどの地域は手数料が1件につき324円(税込)に対して、三重県は432円(税込)となっています。また、多くの地域よりも安い手数料となっている県もあります。本来手数料は無料としていただきたい位なのに、三重県だけが高額手数料でこれはとても許しがたい地域格差だと思います。せめて全国統一の手数料にするべきです。せっかく良い仕組みがあるのに手数料の格差で台無しです。何故、手数料に差があるのか納得のいく回答をお待ちしています。	総務部	税務企画課	ご意見ありがとうございます。クレジットカード納税は、金融機関窓口やコンビニエンスストア、ペイジーを利用したインターネットバンキングやATMなどの、多様な納税手段から選択して納税できるよう今年度から導入いたしました。導入に当たり、指定代理納付者の決済手数料等について検討してきました。クレジットカードで納税された場合に新たに利用者に対し車検用の納税証明書を送付することが必要になり、三重県で作成、発送費用を負担することになるため、クレジットカード納税を利用しない他の納税者との公平性を考慮した結果、三重県で手数料も負担することは適当でないと判断し、全額利用者の方に負担いただく方法としましたので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。ご返事が遅くなり申し訳ありませんでした。	反映は困難である
9	2014/5/9	電子メール	提案意見	自動車税のクレジットカード納付について	今年から自動車税がインターネットを通して、クレジットカード納付が出来るということで早速利用しようと思いましたが、納税とは別に手数料が432円かかるということで利用をやめました。すごく便利だと思うのですが、私と同じように手数料の料金を見てやめたという人が沢山いるのではないかと思います。	総務部	税務企画課	平成26年度から開始します自動車税のクレジットカード納税についてご意見いただきありがとうございます。手続の際の手数料については、導入に当たり総務省からの通知や他県の状況等から検討を行ってきました。総務省の通知では、「民間の店舗の売上代金等は性格が異なる」ことや「ポイントサービス」等があることから、「クレジットカードを利用しない他の納税者との公平性の観点から納税者本人が負担すべき性格のものであると考えられる。」との見解が示されています。さらに他の都道府県での自動車税のクレジットカード納税においては、全ての都道府県で利用者へ手数料をご負担いただいている状況です。また、クレジットカードで納税された場合、新たに利用者に対し車検用の納税証明書を送付する必要がでてきますが、三重県でこれらの作成、発送費用を負担することとなります。クレジットカード納税を利用しない他の納税者との公平性も考慮し、三重県で手数料を負担することは適当ではないと判断し利用者の方に負担いただく方法としましたのでご理解をお願いしたいと存じます。	反映は困難である
10	2014/4/28	電話	提案意見	自動車税の減免制度について	母親が障害者手帳2級を受けています。それで、自動車税の減免が受けられるということで、手続きをするため用紙をもらいましたが、月に4回以上の通院が条件になっており、そのため減免が受けられません。医師には月に4回も通院しなくていいと言われていました。この条件を何とかしてください。	総務部	税収確保課	自動車税は、4月1日現在に自動車所有している方に課税されるものです。自動車税を含む税制度は、「公平・中立・簡素」という租税の原則に基づいた公平・適正な制度設計や運用が求められます。自動車税の身体障がい者等にかかる減免制度は、障がい者の社会参画を促進するという福祉政策の観点から設けられており、障がい者ご本人が運転できる場合には、その用途や回数については、特に要件を設けておりません。一方、障がい者本人と同居している方が障がい者本人の移動のために運転する場合は、対象となる自動車以外の用途にも使用できる状況にあるため、納税していただく方との課税の公平・適正の観点から、その使用に一定の要件を定めています。その要件は、専ら障がい者の通勤、通学、通院、生業といった障がい者が社会参画するために必要不可欠な用途に月4回以上運転し、かつ、6か月以上継続することとなっています。つきましては、ご要望のように現在の制度上対象となっていない月4回未満の通院を対象に含めることは、他の納税者との均衡を図るという公平性や法令に基づいた適正な課税の観点から非常に困難であることをご理解ください。	反映は困難である
11	2014/5/7	封書・葉書	提案意見	自動車税の減免について	80歳の妻は身体障がい一級です。私は86歳で身体障がい六級です。妻は老健施設に入所しているので、自家用車で見舞いに行っています。いつも思っているのですが、家族に身体障がい者がいたら、自動車税の減免ができないものなのでしょうか。	総務部	税収確保課	自動車税は、4月1日現在に自動車所有している方に課税されるものです。自動車税を含む税制度は、「公平・中立・簡素」という租税の原則に基づいた公平・適正な制度設計や運用が求められます。自動車税の身体障がい者等にかかる減免制度は、障がい者の社会参画を促進するという福祉政策の観点から設けられており、障がい者ご本人が運転される場合には、その用途や回数については、特に要件を設けておりません。一方、障がい者本人と同居している方が障がい者本人の移動のために運転する場合は、対象となる自動車以外の用途にも使用できる状況にあるため、納税していただく方との課税の公平・適正の観点から、その使用に一定の要件として、専ら障がい者の通勤、通学、通院、生業といった障がい者が社会参画するために必要不可欠な用途に月4回以上運転し、かつ6か月以上継続することとなっています。つきましては、ご要望の趣旨でもある家族に身体障がい者がいることをもって自動車税の減免をするということは、現在の制度上対象となっておらず、他の納税者との均衡を図るという公平性や法令に基づいた適正な課税の観点から非常に困難であることをご理解ください。	反映は困難である
12	2014/5/7	電子メール	苦情	自動車税の納付について	自動車税のことで津県税務所に行ったのですが、納得のいく説明がありませんでした。私は、多重債務者になり生活に困窮しています。ここ数年、自動車税を分納してきました。去年まで5~6回に分けて分納することを許されてきたのですが、今年の担当者に「3回で」と言われてしまいました。5回以上に分けてもらえないと支払えないのです。こんなに生活に困窮している人間に厳しすぎるのではないですか。私は支払う気持ちはあるのです。支払わないとは言っていないません。ほかの税金は分納を許されているのに、どうして自動車税はこんなに厳しいのでしょうか。こんなに困っている私が支払わなくてはならないのかと思い、納得がいけない気持ちでいっぱいです。	津庁舎	津総合県税事務所総務室	自動車税の納期限は地方税法及び三重県条例により毎年5月末日と定められております。税の徴収に関しましては、納期限内に納付いただいております大多数の納税者の方々の公平性を確保するため、納期限内に納付できない特別な事情のある方につきましては、その理由や生活状況・資産状況等の詳細をお聴きし、一括納付が困難だと認められる場合には、換価の猶予の制度趣旨に基づき適切に対応しているところです。今回お申し出の件につきましては電話での申出でありましたが、これまでの経緯を総合的に判断した結果、来所による納税相談をお願いし、納期限内に一括納付できない理由等の状況を確認した上で、やむを得ない事情が認められる場合につき手続をしていただくこととなりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	すでに実施している

13 (A)	2014/5/20	面談・来訪	苦情	県税事務所の対応について	伊勢県税務所に自動車税の納付書が届かない分があるので、納付するために、なぜ来ないのか、どうすれば良いのか、電話で問い合わせをしました。電話対応した職員と氏名や住所等の確認のやり取りをするなかで、犯罪者扱いするような発言があり、またその対応がどなるような口調であり、非常に高圧的でした。税を納めるために電話で問い合わせをしたのに、犯罪者呼びわりされ、高圧的な態度で対応されることは理解できないし、許すことができません。また、対応職員が犯罪と言い、高圧的であったので怖くなり、いったん電話を切り、再度電話をかけましたが、同じ職員が電話にでたので、別の職員に対応をお願いしましたが、代わってもらうことができませんでした。このような対応も理解できません。さらに、伊勢県税務所の対応では理解することができなかったため、津総合県税事務所に電話したところ、的確に対応いただき、理解することができました。なぜ同じ県税事務所の対応でも違いがでるのか、納得することができません。	伊勢庁舎志摩庁舎	伊勢県税事務所総務室	この度は、職員の電話対応で不愉快な思いをされたことにつきまして、お詫び申し上げます。今回の電話対応について、本人及び隣席職員に聞き取りをしましたところ、「法律を守ってください」と申し上げたことは確認できましたが、犯罪者扱いをしたやり取りについては確認が取れませんでした。しかしながら、職員の対応で不愉快な思いをさせていただきましたことは、真摯に受け止め反省し、対応職員はもちろんですが職員全員に注意をしました。また、今後同様のことが起きないように、職員の接遇につきましては、上席者が常に注意を払うとともに、職員同士が声をかけ合い注意指導し合える風通しの良い職場にまいります。今後は、県民の皆様の不愉快な思いを与えることのないよう、ミーティングや面談等の機会を通じ周知徹底を行い、接遇マナーの向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	すでに実施している
14	2014/5/19	電子メール	照会	自動車税納税通知書について	自動車税納税通知書の封筒に記載の郵便番号と、住所変更用の葉書の郵便番号が違うのはなぜですか。住所と宛名(自動車税事務所)は同じなのに郵便番号だけ違うのになんと気づきました。	総務部	自動車税事務所	平素は、三重県行政にご協力をいただきありがとうございます。お問い合わせの件について、回答いたします。封筒に記載の郵便番号(514-8567)は、三重県津庁舎に設定されている個別の郵便番号です。これに対し、住所変更用のはがきに記載の郵便番号(514-8790)は、郵便料金受取人払郵便物専用のものとして、日本郵便株式会社から指定されたものです。よろしくお問い合わせいたします。	すでに実施している
15	2014/4/21	電子メール	提案意見	犬猫の殺処分について	全国的にまだ17万頭もの犬猫が当然のように殺処分されていますが、収容数を大幅に超えているなか、犬猫の命を何とか繋ごうと懸命に里親さんを探して下さっている職員も沢山おられます。ですが、三重県の保健所は譲渡に全くと言っていいほど力を入れていません。7歳以上、大型犬などは収容されたら最後、譲渡の道は一切閉ざされています。年齢や大きさだけでは譲渡判定基準も、命がかかっているにも関わらず犬たちにとって何の配慮も見られません。一次審査は、収容され不安でいっぱいなのは初日に行われます。歯を見せたり、前足を持って立たせるのを嫌がる(嫌がるのが普通です)などが一つでも当てはまれば不合格となり、殺処分です。引き取りの申し出にも応じず愛護団体に対しても譲渡に応じません。子猫が収容されてもミルクもありません。ケガの手当てもしません。これでは不当と言われても仕方がないのではないのでしょうか。これはネットでも有名な話です。これまでも保健所に問い合わせた方は沢山おられるでしょう。しかし「規則だから」「決まりだから」の一点張りのようです。もちろん一番悪いのは捨てた飼い主であり、この酷い現状の中新たな命を生み出し続けているペットショップやブリーダーです。しかし、殺処分前提とも言えるこの規則は、即改めるべきです。他県の保健所でも毎日収容数が多く扱っても雑なため、やはり批難が集まっています。動物の扱いによって、県全体のイメージは大きく左右されます。子どもたちにも胸を張れる行いをして下さい。どうか、お願いします。	健康福祉部	食品安全課	動物愛護管理に関し、ご意見をいただきありがとうございます。三重県では、犬の公示期間の延長やホームページに写真を掲載することにより、収容された犬をできるだけ多く飼い主に返還するよう努めるとともに、譲渡方法を適宜見直し、適正に飼養することができる飼い主への譲渡を行っています。今後、ボランティア団体への譲渡制度の導入等を検討することにより譲渡事業の充実に取り組みるとともに、犬・猫の引取数及び処分数の減少を目指して、飼い主による終生飼養、所有者の明示及び避妊去勢の実施等に関する啓発を行ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
16	2014/4/22	電子メール	提案意見	犬猫の殺処分について	犬猫の殺処分は安楽死です。動物愛護管理センターで保護してくれると思込んでいる県民が多数いると思います。そういったことを県民が知るべきです。知らないことで殺処分数も減りません。迷い犬を個人または団体の引き取りが出来ない制度のせいで、殺処分数は増えています。制度を見直してください。引き取りたい人はたくさんいます。動物の命を助けてください。県民の税金で動物を殺さないでください。保護施設を作ってください。殺処分は税金の無駄です。良いことがないと思います。	健康福祉部	食品安全課	動物愛護管理に関し、ご意見をいただきありがとうございます。三重県では、殺処分される犬猫の頭数減少を目指して、飼い主による終生飼養、所有者の明示及び避妊去勢の実施等に関する啓発事業を行うとともに、保健所に収容された犬猫を新たな飼い主に譲渡する事業を実施しています。その結果、この10年間で犬猫の処分数は半減以下となりました。また、平成26年4月から、新たに策定した「第2次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、将来的に殺処分数がゼロになることを目指して、動物の適正飼養に関する啓発活動や譲渡事業の推進等に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
17	2014/5/12	電子メール	提案意見	犬猫の殺処分について	里親希望があるのに、情報を削除し、一切努力しないのは動物保護法に違反しませんか。他県では殺処分ゼロなのにどうして三重県でできないのですか。すべて委託職員に任せて殺し続けるとはどうなっているのですか。多額の税金を投入し、殺処分すればお金が入るなんておかしくないですか。	健康福祉部	食品安全課	動物愛護管理に関し、ご意見をいただきありがとうございます。三重県では、迷子犬が保健所に収容された場合、まずは当該犬の情報について、県庁舎での公示やホームページへの写真掲載のほか、市町や警察とも情報共有を行い、できるだけ多く飼い主に返還するよう努めているところです。今後、1頭でも殺処分を減らすために、公示方法の見直し等により更なる返還率の向上を目指すとともに、ボランティア団体への譲渡制度の導入等を検討するなど、譲渡事業の充実に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
18	2014/5/12	電子メール	提案意見	犬猫の処分について	迷子犬を保護して飼い主探しを怠っているようですが、業務怠慢です。	健康福祉部	食品安全課	動物愛護管理に関し、ご意見をいただきありがとうございます。三重県では、迷子犬が保健所に収容された場合、まずは当該犬の情報について、県庁舎での公示やホームページへの写真掲載のほか、市町や警察とも情報共有を行い、できるだけ多く飼い主に返還するよう努めているところです。今後、1頭でも殺処分を減らすために、公示方法の見直し等により更なる返還率の向上を目指すとともに、ボランティア団体への譲渡制度の導入等を検討するなど、譲渡事業の充実に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
19	2014/5/12	電子メール	提案意見	犬猫の殺処分について	三重県の関連施設では迷い犬や捨て犬を保護しても、飼い主が現れない限り殺処分をしていますよね。なぜですか。では、殺処分にならないために、職員の方は努力されていますか。ホームページに掲載してもすぐに情報は削除され、飼い主が探すことは困難だと聞きました。里親希望があった場合も絶対に認めていないと聞きました。ボランティアで活動されている方が問い合わせたら、「飼い主を捜したい」と思います。」としか言わなかったそうです。税金をなんだと思っているんですか。愛護とか言っているから現実が伝わらないのです。決められたマニュアルで期限がきたら殺しているだけです。罪のない大切な命が人間の身勝手に殺されるのです。それでお金をもらっているとかありません。努力してください。むらみやたらに里親に渡すのはまた悲しいことになりかねないので大変だとは思いますが、県の関連施設が全く機能していないから、ボランティアの方々が必死に動いているんです。	健康福祉部	食品安全課	動物愛護管理に関し、ご意見をいただきありがとうございます。三重県では、迷子犬が保健所に収容された場合、まずは当該犬の情報について、県庁舎での公示やホームページへの写真掲載のほか、市町や警察とも情報共有を行い、できるだけ多く飼い主に返還するよう努めているところです。今後、1頭でも殺処分を減らすために、公示方法の見直し等により更なる返還率の向上を目指すとともに、ボランティア団体への譲渡制度の導入等を検討するなど、譲渡事業の充実に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している

20	2014/5/12	電子メール	提案意見	犬猫の殺処分について	私はSNSやネットなどで犬猫殺処分廃止を目指して同じ考えの方たちと微力ですが活動しています。今回、その中で三重県の関連施設に收容されている犬が問題になっていて、里親希望の方がいても全頭処分されるそうですが、殺処分を減らそうという気持ちはあるのでしょうか。他の施設は自治体をあげて殺処分を減らそうと努力をしています。特に、他県のある施設は日本で初めて殺処分ゼロを達成したと有名です。職員も自分の休みを使って里親を探したりして頑張っているそうです。国からも殺処分を減らす努力をするように指示されていますよね。今、三重県の関連施設がしていることは法律違反です。許されることではありません。きちんとした対応をお願いします。犬猫は物じゃなく命なんです。死んだら帰ってこないんです。よろしくをお願いします。	健康福祉部	食品安全課	動物愛護管理に関し、ご意見をいただきありがとうございます。三重県では、迷子犬が保健所に收容された場合、まずは当該犬の情報について、県庁舎での公示やホームページへの写真掲載のほか、市町や警察とも情報共有を行い、できるだけ多く飼い主に返還するよう努めているところです。今後、1頭でも殺処分を減らすために、公示方法の見直し等により更なる返還率の向上を目指すとともに、ボランティア団体への譲渡制度の導入等を検討するなど、譲渡事業の充実に取り組みでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
21	2014/5/12	電子メール	提案意見	犬猫の殺処分について	今ブログ等で三重県の保健所の職務怠慢が話題になっているのはご存知でしょうか。また、日本全国で動物の命を救う為に活動している人たちがいることはご存知でしょうか。命を救うと言う人がいるにもかかわらず、殺してしまうことには反対です。窒息死させられる位なら、命を救いたいと言う方に譲渡していただけませんか。三重ブランドの向上を図るなら、こうした小さなことの積み重ねではないでしょうか。震災などの災害や戦争で命の尊さを学んだ日本国民であるにもかかわらず、動物だったら無駄死にさせてもいいのでしょうか。知事や公務につく方々が慈悲深い方でありませうように。そして命が救われることを願っています。	健康福祉部	食品安全課	動物愛護管理に関し、ご意見をいただきありがとうございます。三重県では、迷子犬が保健所に收容された場合、まずは当該犬の情報について、県庁舎での公示やホームページへの写真掲載のほか、市町や警察とも情報共有を行い、できるだけ多く飼い主に返還するよう努めているところです。今後、1頭でも殺処分を減らすために、公示方法の見直し等により更なる返還率の向上を目指すとともに、ボランティア団体への譲渡制度の導入等を検討するなど、譲渡事業の充実に取り組みでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
22	2014/5/12	電子メール	提案意見	犬猫の殺処分について	迷子の犬猫は、飼い主が迎えに来ない場合は全頭殺処分されるそうですが、やる気のない公務員が原因でしょうか。それとも知事の指示で全頭処分するのでしょうか。県としてどのようにお考えですか。	健康福祉部	食品安全課	動物愛護管理に関し、ご意見をいただきありがとうございます。三重県では、迷子犬が保健所に收容された場合、まずは当該犬の情報について、県庁舎での公示やホームページへの写真掲載のほか、市町や警察とも情報共有を行い、できるだけ多く飼い主に返還するよう努めているところです。今後、1頭でも殺処分を減らすために、公示方法の見直し等により更なる返還率の向上を目指すとともに、ボランティア団体への譲渡制度の導入等を検討するなど、譲渡事業の充実に取り組みでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
23	2014/5/12	その他	提案意見	迷子犬について	里親希望があるにもかかわらず情報を削除し、一切の努力をしないとは完全に動物愛護法に違反する行為のほうです。命を救おうと懸命に尽力する自治体もある中、全てを委託職員に任せるとは一体どうなっているのですか。	健康福祉部	食品安全課	動物愛護管理に関し、ご意見をいただきありがとうございます。三重県では、迷子犬が保健所に收容された場合、まずは当該犬の情報について、県庁舎での公示やホームページへの写真掲載のほか、市町や警察とも情報共有を行い、できるだけ多く飼い主に返還するよう努めているところです。今後、1頭でも殺処分を減らすために、公示方法の見直し等により更なる返還率の向上を目指すとともに、ボランティア団体への譲渡制度の導入等を検討するなど、譲渡事業の充実に取り組みでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
24	2014/6/2	電子メール	提案意見	犬猫の処分について	他府県の者がこちらに意見するというのは非常に奇異な事と思われるかもしれませんが、県は違えど同じ日本人としてメールさせて頂きます。貴県の関連施設の收容動物の処遇についての事ですが、県内県外での譲渡希望者がいるのにも関わらず、どうして飼い主しか引き取る事が出来ないのでしょうか。幸いにも飼い主が該当犬猫を迎えに来てくれれば良いのですが、野良犬猫や捨て犬猫、インターネットを利用出来ない環境で引き取る手段が分からない飼い主の場合など、そういう状況の收容犬猫は期限が来れば、必然的に殺処分されてしまいます。現在、環境省の施策として、殺処分ゼロが掲げられています。貴県のこの処遇状況は環境省の施策に真っ向から反対するものではありません。命の大切さに人間も動物も同じ。人間だけが大切だなんて、まさか思われていないでしょうね。出来る限り譲渡を実行し、殺処分ゼロへの方向に努力を払って下さい。よろしくお願いたします。	健康福祉部	食品安全課	動物愛護管理に関し、ご意見をいただきありがとうございます。三重県では、犬猫の殺処分の減少を目指して、飼い主による終生飼養、所有者の明示及び避妊去勢の実施等に関する啓発事業を行うとともに、保健所に收容された犬猫を新たな飼い主に譲渡する事業を実施しています。その結果、この10年間で犬猫の殺処分数は3分の1まで減少しました。平成26年度からは新たに策定した「第2次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、将来的に殺処分がゼロになることを目指して、1頭でも多く新しい飼い主へ譲渡できるよう、ボランティア団体への譲渡制度の導入等を検討するなど、譲渡事業の充実に取り組みでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
25	2014/6/2	電子メール	提案意見	小さな命の尊厳について	貴県で管轄されている施設についての情報がネット上で拡散しており、連絡させていただきました。情報によると、その施設では犬猫の殺処分を外部業者に委託しており、保健所が自発的に率先して推進させるべき飼い主のいない動物の里親探しを怠っているとのこと。ネットの情報は海外にも一瞬の内に拡散され、動物愛護先進国の国々は、あなたたちの県を日本の「恥」と見なすでしょう。何をすべきか、口だけではなく善意があるならば、それを行動に移してこそ真に価値があるのではないですか。改善の措置を急いでください。	健康福祉部	食品安全課	動物愛護管理に関し、ご意見をいただきありがとうございます。三重県では、犬猫の殺処分の減少を目指して、飼い主による終生飼養、所有者の明示及び避妊去勢の実施等に関する啓発事業を行うとともに、保健所に收容された犬猫を新たな飼い主に譲渡する事業を実施しています。その結果、この10年間で犬猫の殺処分数は3分の1まで減少しました。平成26年度からは新たに策定した「第2次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、将来的に殺処分がゼロになることを目指して、1頭でも多く新しい飼い主へ譲渡できるよう、ボランティア団体への譲渡制度の導入等を検討するなど、譲渡事業の充実に取り組みでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
26	2014/6/2	電子メール	提案意見	犬猫の殺処分廃止について	三重県では積極的に里親さんの募集をしていないということをインターネットで知りました。各自自治体が殺処分ゼロにすべく職員とボランティアが一丸となって頑張ってます。実際に実現しているところがあるのです。出来ないことではありません。殺す為に税金を使うのではなく、生かす為に使ってください。今までの悪しき前例を断ち切ってください。お願いします。	健康福祉部	食品安全課	動物愛護管理に関し、ご意見をいただきありがとうございます。三重県では、犬猫の殺処分の減少を目指して、飼い主による終生飼養、所有者の明示及び避妊去勢の実施等に関する啓発事業を行うとともに、保健所に收容された犬猫を新たな飼い主に譲渡する事業を実施しています。その結果、この10年間で犬猫の殺処分数は3分の1まで減少しました。平成26年度からは新たに策定した「第2次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、将来的に殺処分がゼロになることを目指して、1頭でも多く新しい飼い主へ譲渡できるよう、ボランティア団体への譲渡制度の導入等を検討するなど、譲渡事業の充実に取り組みでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
27	2014/6/2	電子メール	提案意見	犬猫の殺処分について	この度ネットでそちらのことを知りました。動物愛護に関する施設のことです。飼い主のお迎えがない子は全員殺されてしまうのですか。私たちの税金がそちらの職員のために払われてるってことですね。それなら保護された動物たちのごはんなどに使って、里親制度を充実させてください。日本は動物に対して変わるべきですね。身近にいるあなたたち職員が変えていってください。殺さず変えていく努力をお願いいたします。	健康福祉部	食品安全課	動物愛護管理に関し、ご意見をいただきありがとうございます。三重県では、犬猫の殺処分の減少を目指して、飼い主による終生飼養、所有者の明示及び避妊去勢の実施等に関する啓発事業を行うとともに、保健所に收容された犬猫を新たな飼い主に譲渡する事業を実施しています。その結果、この10年間で犬猫の殺処分数は3分の1まで減少しました。平成26年度からは新たに策定した「第2次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、将来的に殺処分がゼロになることを目指して、1頭でも多く新しい飼い主へ譲渡できるよう、ボランティア団体への譲渡制度の導入等を検討するなど、譲渡事業の充実に取り組みでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している

28	2014/6/2	電子メール	提案意見	迷子や持ち込みペットの殺処分について	三重県では飼い主が名乗り出ない、迎えに来ない限り殺すのですか。里親希望者を探したり県外の希望者へ譲り渡さないのですか。委託職員の給料のために救える命を葬るのですか。25年ほど前に三重県に8年住んでいました。北米生活17年を経て三重県の貧相な県政にがっかりです。	健康福祉部	食品安全課	動物愛護管理に関し、ご意見をいただきありがとうございます。三重県では、犬猫の殺処分の減少を目指して、飼い主による終生飼養、所有者の明示及び避妊去勢の実施等に関する啓発事業を行うとともに、保健所に收容された犬猫を新たな飼い主に譲渡する事業を実施しています。その結果、この10年間で犬猫の殺処分数は3分の1まで減少しました。平成26年度からは新たに策定した「第2次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、将来的に殺処数がゼロになることを目指して、1頭でも多く新しい飼い主へ譲渡できるよう、ボランティア団体への譲渡制度の導入等を検討するなど、譲渡事業の充実に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
29	2014/6/2	電子メール	提案意見	犬猫譲渡条件の改善について	私は保護した猫を飼っている者です。三重県の関連する施設では飼い主によって持ち込まれた犬猫は飼い主の引き取り以外殺処分をされていますが、何故里親希望の方に譲渡するということが不可能なのでしょうか。命を簡単に手放す飼い主に説得はされていますか。殺処分の現場に立ち会ったことはありますか。殺処分を依頼する無責任かつ心のない飼い主が手放した命を再び引き取ることがそうあるのでしょうか。里親希望の方に譲渡する事で何か困ることはありますか。動物にとっても人間にとっても。この現状を真摯に受け止められ一匹でも救える命を救うことが命を粗末にする人間と同じ人間としての責任ではないでしょうか。ただ殺処分することがその施設の職員の仕事ですか。殺害してなんぼですか。改善の程切にお願い申し上げます。	健康福祉部	食品安全課	動物愛護管理に関し、ご意見をいただきありがとうございます。三重県では、犬猫の殺処分の減少を目指して、飼い主による終生飼養、所有者の明示及び避妊去勢の実施等に関する啓発事業を行うとともに、保健所に收容された犬猫を新たな飼い主に譲渡する事業を実施しています。その結果、この10年間で犬猫の殺処分数は3分の1まで減少しました。平成26年度からは新たに策定した「第2次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、将来的に殺処数がゼロになることを目指して、1頭でも多く新しい飼い主へ譲渡できるよう、ボランティア団体への譲渡制度の導入等を検討するなど、譲渡事業の充実に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
30	2014/6/2	電子メール	提案意見	犬猫の殺処分即廃止について	三重県へ殺処分即廃止を訴えます。殺される側の立場になって物事を考えて下さい。年間1億円以上(内8400万円が職員13名の費用)のお金は絶対に殺す為に使うのではなく、譲渡活動と生かす為に使って下さい。人間の都合で動物が生きる場所を奪っておきながら、人間の一方的都合で不要な命だと決めつけ殺すなどあり得ない虐殺です。私たち人間からみても三重県がしっかり譲渡活動もせず殺すそのような行為を聞かされ苦痛で苦痛でなりません。県の活動により精神的苦痛を強いられました。動物の為にこそここで働く職員の為にも安易に殺す選択は一切排除して生かす為に最大限の努力を図って内部の意識から変えて下さい。	健康福祉部	食品安全課	動物愛護管理に関し、ご意見をいただきありがとうございます。三重県では、犬猫の殺処分の減少を目指して、飼い主による終生飼養、所有者の明示及び避妊去勢の実施等に関する啓発事業を行うとともに、保健所に收容された犬猫を新たな飼い主に譲渡する事業を実施しています。その結果、この10年間で犬猫の殺処分数は3分の1まで減少しました。平成26年度からは新たに策定した「第2次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、将来的に殺処数がゼロになることを目指して、1頭でも多く新しい飼い主へ譲渡できるよう、ボランティア団体への譲渡制度の導入等を検討するなど、譲渡事業の充実に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
31(79)	2014/6/2	電子メール	提案意見	上げ馬神事について	上げ馬神事は、三重県の無形民俗文化財に指定されているわけですから、対外的には三重県の祭りとして認識される場合も多々あり、したがって、無形民俗文化財と指定されるにふさわしい内容であるべきだと考えられます。4月に行われた上げ馬では、土壁が上がりやすく改善されたようで、多くの馬が上がり、ひっくり返る馬も見られず、喜ばしいことでした。ただ、馬のおなかを蹴ったりといった暴力行為が散見されたのは残念なことでした。5月に行われた上げ馬では、今年は2頭の馬が命を落としました。土壁を上げられずひっくり返った馬も見られ、安全性の問題に課題があるのは明白と思われれます。また、どちらの上げ馬神事でも、暴れる馬が見られ、騎手が落馬するなど、人と馬の信頼関係が見られない場面が多々ありました。人も馬も安心して参加できる行事、子どもも含めた観客が安心して見られる行事、三重県の無形文化財にふさわしい行事にすべく、関係者の努力を求めたいと思います。	健康福祉部	食品安全課	ご意見をいただきありがとうございます。三重県では、これまで動物愛護管理の観点から、殴打等により馬を不必要に興奮させるといった取扱いを防止するため、上げ馬神事開催者側に対し指導を行ってきました。今後も適正な取扱いが徹底されるよう、必要に応じて改善を求めています。なお、いただいたご意見については神事関係者に伝えさせていただきます。	すでに実施している
32	2014/6/3	電子メール	提案意見	犬の譲渡条件について	動物愛護団体への譲渡禁止、大型犬や7歳以上だと駄目、連れて来られた日に審査で警戒心があつたら駄目という審査方法を変えてください。動物愛護団体への譲渡を認め、7歳以上や大型犬にも生きるチャンスを与え、警戒心はどの動物にも在ります(私達人間にもあります)から、そのような事で判断しないようにお願いします。殺処分を全面的に禁止した県もあります。どうか三重県もルールを変えてください。宜しくお願いします。	健康福祉部	食品安全課	動物愛護管理に関し、ご意見をいただきありがとうございます。三重県では、犬猫の殺処分の減少を目指して、飼い主による終生飼養、所有者の明示及び避妊去勢の実施等に関する啓発事業を行うとともに、保健所に收容された犬猫を新たな飼い主に譲渡する事業を実施しています。その結果、この10年間で犬猫の殺処分数は3分の1まで減少しました。平成26年度からは新たに策定した「第2次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、将来的に殺処数がゼロになることを目指して、1頭でも多く新しい飼い主へ譲渡できるよう、ボランティア団体への譲渡制度の導入等を検討するなど、譲渡事業の充実に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
33	2014/5/30	電子メール	照会	みえライフインベーション総合特区について	みえライフインベーション総合特区の対象地域は、三重県全域となっています。ある市の健康増進センターのPFI事業を検討しているところですが、その市は地域協議会に参画していないようなので質問します。PFI事業の成果、効果の測定として、医療費および福祉関係の出費がどれほど削減できるかという算出基準を考えています。国保、社保の医療費の支出費を利用者と非利用者で比較して、一人当たり医療費の算出するために、統合型医療情報データベースを活用することは可能なのでしょうか。また、みえライフインベーション総合特区の参画自治体となることは、可能なのでしょうか。PFI事業を成功させるために、よろしく申し上げます。	健康福祉部	ライフインベーション課	この度は本県ライフインベーション総合特区の取組にお問い合わせいただき誠にありがとうございます。統合型医療情報データベースは、県内中核病院に接続している医療系ネットワークを活用し、患者個々の医療情報(治療、投薬、検査等)を統合してデータベース化し、画期的な医薬品・医療機器等の開発に活用しようとする取組であり、現在、構築に向け、事業主体の三重大学等関係機関と協議を進めているところです。ご質問のデータベースの活用については、その活用方法等の詳細については現時点では決まっておりません。参考までに本データベースで収集する医療情報は現在の計画では県内中核病院の患者を想定しており、患者ご本人の同意が得られた限られた情報であることを申し添えます。また、特区への参画についてですが、特区で掲げる医療・健康・福祉産業の振興に資する取組を主体的に取り組む市町等においては、ご意向があれば本特区の計画作成等及び推進に関する事を協議する「みえライフインベーション総合特区」地域協議会への参画は可能です。事業者にあつては研究開発支援拠点として設置した「みえライフインベーション推進センター(MielIP)」をご活用することができます。また、県としましても、このような取組についてはご支援させていただきたいと考えています。	すでに実施している
34	2014/5/2	電子メール	提案意見	レクリエーション教室について	三重県では障がい者のレクリエーション教室を開催するそうですが、障がい者が喜び勇んで参加するものなのかを真剣に考えて企画していますか。税金をこのような企画にも使っていることを知り、三重県の職員は障がい者への理解が足りないように受け止めました。パラリンピックの選手の考えはどの様かは解りませんが、パラリンピックに参加ができるのは余裕のある人たちだと思います。パラリンピックに出場して入賞する人たちもいますが、それは氷山の一角だということを理解する必要があります。障がい者の多くは、介護保険の利用の仕方、年金の受給手続、介護施設の費用のことなど、切実な悩みを抱えています。そのことに目を向けてください。	健康福祉部	障がい福祉課	三重県身体障がい者地域レクリエーション教室は、スポーツを通じて、交流や余暇等を楽しんでいただくことを目的としており、公益社団法人三重県障害者団体連合会と相談の上、初めてスポーツに参加する方にも楽しんでいただけるように、ニュースポーツを中心とした催しとなっています。ご意見のとおり、パラリンピックは一部の障がい者が活躍する大会ですが、この事業につきましても、気軽にスポーツに親しめる催しとして実施するものです。三重県といたしましては、今後とも、様々なご意見をお聞きしながら、生活訓練やふれあいスポレク祭等の様々な事業を行い、障がい者の自立と社会参加を促進していきます。	施策の参考とする

35 (73) (A)	2014/4/21	電子メール	激励・賛同	職員の対応について	先日、子ども的高校入学の相談に、教育委員会高校教育課と環境生活部私学課に行きました。各課の対応者の対応が非常に親切で良かったです。また、ほかの階でも、人を探していると、何人かの女性職員が「誰かお探してしたら探しましょうか」とおっしゃって下さいました。非常に気持ちの良い対応と、親切な心配りに、嬉しくなり報告をさせていただきました。対応して頂いた皆さま、ありがとうございました。	環境生活部	私学課	メール拝見いたしました。ありがとうございます。常に県民の皆様の視点に立って、職務を遂行しておりますが、このようなメールをいただきますと、職務の励みとなります。今後も、県民サービス向上の視点に立って職務に励んでまいります。	すでに実施している
36 (77)	2014/5/7	電子メール	提案意見	中高生の買い食いについて	以前からですが、私立公立問わずコンビニでの買い食いが目立ちます。コンビニの前で長時間にわたりたむろしている子どもたちを見ると、三重県の行く末が心配ですし、見ていて不愉快です。三重県として、そのようなことをなくしていかなければならないのではないのでしょうか。	環境生活部	私学課	中高生のマナーに対するご意見ありがとうございます。県内の公立及び私立中学校・高等学校においては、生徒の登下校時におけるマナーについて、各校で定めた校則に基づいて指導を行っているところですが、登下校時におけるマナーの指導については、学校における指導とあわせて、家庭や地域社会等の協力も必要なことから、県としましては、より一層、家庭・地域社会・関係機関との連携を図り、子どもたちのマナー指導の充実に努めてまいります。なお、ご指摘のありました件につきましては、高等学校地区別生徒指導連絡協議会等を通じ、各学校に対してマナー指導の向上に取り組むよう、指導してまいります。今後とも、三重県の教育にご協力の程よろしくお願ひいたします。	すでに実施している
37	2014/4/24	電話	提案意見	風力発電施設の環境への影響について	県内に新しく風力発電施設ができると聞きましたので電話しました。私は風力発電に使う風車が、環境に悪い影響を及ぼすのではないかと心配しています。現在稼働している風力発電施設の風車も1基壊れたことがあったでしょう。風車はもともとヨーロッパで普及したものですし、日本の風土に本当に合っているのかと思います。動物のすみかや景観、森林の保水力の低下などの環境に悪い影響はないのでしょうか。	環境生活部	地球温暖化対策課	風力発電施設の建設等の大規模な開発が行われる場合、その施設の工事や供用によって発生する環境への影響が重大なものとならないよう、動物、景観を含む様々な項目についての調査、予測、評価を実施し、必要な環境保全措置をとることを定めた環境影響評価を行うよう、県は法令に基づき事業実施事業者に対して求めています。県民の皆様は、これらの過程で事業者が作成する環境影響評価方法書等の書類について、環境の保全の見地からの意見を事業者へ述べることができ、事業者はそれに対する見解を示しながら、環境保全措置を講じることとなります。	すでに実施している
38	2014/4/28	封書・葉書	照会	時刻表の閲覧について	県立図書館では、JTBの時刻表は元々は万引き防止のため受付カウンターの内側に置かれていました。その上、閲覧には資料貸出券の提示が必要でした。これらの事に苦痛を感じた私は、自由な利用を求めてその改善を言いました。結果、お互いの譲歩により、置き場所は受付カウンターの上に変更され、資料貸出券の提示も不要になりました。過日、久しぶりに県立図書館を利用し、JTBの時刻表を閲覧しようとしたところ、所定の位置に無く、いつの間にか置き場所が週間誌や雑誌等と同じ書架に変更されていました。以前の私の求めは何だったのかと大変不愉快に感じました。納得のいく説明を求めます。	環境生活部	図書館	三重県立図書館を日頃よりご利用いただき、ありがとうございます。さて、「JTB時刻表」の取扱いにつきまして、過去に破損等の被害があったため取扱いを厳重にしておりましたが、貴殿よりご意見をいただき、利便性の向上を考慮し、利用カード（資料貸出券）をご提示いただくなくても閲覧できるように平成25年1月に取扱いを変更しました。また、本来は、閲覧室の所定の場所に配架されるものでありますが、当面は相談受付カウンター席付近に配置し、様子を見ることとしました。その後1年近く運用してまいりましたところ、無断持出や汚破損等もなく利用に供することができましたので、平成26年1月に本来の置き場所に戻し、引き続き利用状況を見守ることとしました。なお、現在のところ汚破損等は発生しておりません。今後、当館の責務である資料の保存を行うにつ、より県民の方の利便性を高めていくよう努めてまいりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。	施策の参考とする
39	2014/4/21	電子メール	提案意見	新県立博物館について	新県立博物館のご開館、誠におめでとうございます。大変立派なプレゼンと展示内容に感銘を受けましたが、1点、改善していただきたいことがありました。真のユニバーサル・ミュージアムを目指すために、英文の説明を追加していただきたいことです。グローバルに三重を情報発信する必要があります。外国の友達を連れて行ったのですが、少し残念でした。県内の小学校では、入学者の1割を外国人児童が占める学校もあり、三重に住む外国の子どもたちのためにもユニバーサルなミュージアムであるべきだと思います。英文翻訳のために各自治体のボランティアや県の職員・教員といった人材を活用すべきではないのでしょうか。	環境生活部	総合博物館	誰もが使いやすい博物館にするために、英文解説の追加に対してのご要望ありがとうございます。三重県総合博物館では、ユニバーサルデザインの考え方を基本に、誰もが使いやすい博物館にするために整備してきました。多文化共生の観点では、三重県にお住まいで外国語を母国語とする方の人口の上位5位までの言語である英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語の5カ国語に対応した解説リーフレットと携帯型の検索端末を貸し出すことで対応しています。ご要望の展示スペースへの外国語の解説文の追加ですが、展示スペースが限られているため、コーナー名やその解説のみに限定して英語を表記することとしています。このため現在の検索端末や解説リーフレットを活用するとともに、今後新たに外国語の解説シートを作成することで対応していきたいと考えています。検索端末の英語訳については、学芸員と議論しながら県環境生活部多文化共生課に在籍しているネイティブである2名の国際交流員に翻訳していただきました。今後、国際交流員には、基本展示の追加翻訳や企画展示の翻訳にご協力を仰ぎながら、外国語対応を充実させていきたいと考えています。今後ともご支援のほどよろしくお願ひいたします。	今年度内に反映したい
40	2014/5/3	電子メール	提案意見	博物館の観覧について	博物館の観覧についての意見です。博物館が開館し、新聞などにも記事がいろいろと掲載されています。興味のある内容もあり、子どもに見せてあげたいものもあります。ただ、場所が津市のため時間的にも金銭的にも簡単に行くことが出来ません。1日がかかりになるでしょうし、それは良いとしても、一人数千円の運賃が必要となります。新聞記事にも載っていましたが、津市周辺の子供たちは毎日でも見学にいけるでしょうが、遠方の子供たちはそういう訳にはいきません。三重県総合博物館の設置には私たちの税金が沢山使われているはずですが、恩恵に与れるのは津市周辺の住民だけになってしまいます。このままでは、私にとっては本当に無駄な設備であり、存在意味の全く無い設備であり、税金の無駄遣いの設備の何ものでもありません。県の設備なので津市にあるのは仕方がないとしても、せめて遠方からの場合は県が運賃を負担するなり、何か手立てを考えてもらえないでしょうか。でないと行くことはまず無いでしょう。是非とも前向きに検討して頂きたく思います。	環境生活部	総合博物館	博物館の観覧についてご意見をいただきありがとうございます。遠方の方にご来館いただくための仕掛けとして、様々な機会に無料送迎バスの取組をしてはとのご意見をいただき検討してきました。他県においては、県内の小学生を対象に送迎バスをチャーターして無料で招待するなどの取組を実施している例があります。しかしながら限られた予算を優先順位をつけてどのように配分して運営していくかを考えていく中で、送迎バスの取組は断念せざるを得ませんでした。遠方の方の館へのアクセスの利便性の向上は、南北に長い三重県にある当館にとっては重要な課題であり、社会見学で利用する学校や教育委員会、および様々な団体と連携しながら送迎バスに限らず様々なアイデアを模索していきたいと考えています。また、遠方の方が博物館資料に触れる機会として旧三重県立博物館で実施し、県内の各展示可能施設で開催してきた移動展示や、博物館活動に参加できる機会としてワークショップや観察会等を県内各地域で引き続き開催していくこととしています。今後ともよろしくお願ひいたします。	施策の参考とする
41 (C)	2014/5/25	電子メール	提案意見	基本展示室について	本日、新装なった博物館を見学させていただきました。基本展示室で気になったのですが、アクリル性だと思えますが箱型の展示ケースの角を指で触ると少し尖り気味のように思えたのですが、あんなものなんですか。角に顔などをぶつけることは、まずないと思いますが、出来ればもう少し丸みを持たせたほうが安全性が高まると思ひメールさせていただきました。今後、入場者が特にリピーターが増えてますます活気づくことを期待します。	環境生活部	総合博物館	ご来館いただいたこと、また、お気づきの点をご意見していただきありがとうございます。透明アクリルガラス製展示ケースの角が尖っており危険であることのご指摘ですが、ケースの角は尖りを無くすために削り丸く処理しております。また、あまり削りすぎると強度が落ちアクリルガラスが割れやすくなると予想されます。そこで強度を保ちつつ、安全性を考慮してなるべく丸みを持たせるよう処理をいたします。今後ともよろしくお願ひいたします。また、励ましのお言葉を頂戴しありがとうございます。またのご来館をお待ちしております。	県民の声を受けて実施した
42	2014/4/24	提案箱	提案意見	伊勢湾大橋の架橋について	新名神が開通したら、伊勢に来る人は300万人増となりました。伊勢湾大橋が出来たら400万人以上は増加すると思います。静岡、山梨、神奈川、東京が浜松、渥美を通じて接続されます。また、豊田方面も接続し、伊勢、松阪は自動車産業の裾野にもなると思います。400万人の往復になりますので、年間100億円の生産性向上につながります。地域活性化のため、ぜひ架橋をお願いします。	地域連携部	交通政策課	国は昭和62年から、静岡県西遠地域から渥美半島、伊勢湾口を経て、志摩半島へと結ぶ構想道路として、伊勢湾口道路の検討・調査を進めていましたが、国の道路関係業務の見直しにより、平成20年度から伊勢湾口道路の調査等は打ち切られました。また、本県では、昭和63年に愛知県等の関係県や県内外の関係市町村で構成する伊勢湾口道路建設促進期成同盟会を設立し、国への要望活動等に取り組んできましたが、平成23年度に実施した三重県版事業仕分けにおいて、そのような取組は不要と判断されました。現在、同盟会活動は休止していますが、今後、伊勢湾口道路に関する動きがあった場合に対応できるよう、国等の動きに注視していきます。	反映は困難である

43	2014/5/7	電子メール	提案意見	関西本線の輸送体制について	伊賀市で行われたイベントに行きましたが、その際、大阪から木津・加茂経由で伊賀上野まで関西本線に乗ったのですが、この加茂から伊賀上野までの区間が激しく混雑していました。普段これほど混雑するのかわかりませんが、2両編成の小型気動車の上、毎時1本程度と本数が少なく、大型連休で多くの方が利用したためだと思います。観光客の利便性や快適性向上のためにも、多客時だけでも関西本線の列車運転本数や車両編成を増やしてもらうように要望してください。また、以前走行していた急行「かすが」のような、JR東海区間とJR西日本の非電化・電化区間を直通する優等列車の運転再開も要望してください。特別料金が必要な急行が無理なら、一部指定席快速列車でも十分かと思えます。三重県では関西本線の電化・複線化を実現したいと考えておられるようですが、まずは非電化・単線のままでも普通列車の本数を増やし、名古屋～奈良間の直通優等列車を運行することで、沿線住民のみならず、地方からの観光客に訪れてもらいやすい環境づくりをしてもらいたいです。	地域連携部	交通政策課	関西本線に係る活動については、複線電化の促進を図り、沿線地域の開発に寄与することを目的として、昭和33年に「関西本線複線電化促進連盟」を設立し、現在、沿線の4府県22市町が会員として、JR2社（JR東海、JR西日本）、地元選出国會議員や国に対し、列車運行本数の増加や車両編成の改善等も含め、要望活動や利用促進活動に取り組んでいるところです。しかしながら、事業者側は減少傾向である利用客の実態や収支採算性を重視し消極的な姿勢を崩していないのが現状です。状況を改善するためには、まずは利用者の拡大を図ることが重要であることから、今後も引き続き、沿線自治体と連携し、関西本線の利便性の向上に向けた取組を進めるとともに、要望活動を展開していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
44	2014/5/14	電子メール	提案意見	電子申請の動作環境について	三重県ではウェブアクセシビリティを考慮したHPを心がけたり、電子申請ができるなど県民の便利を考えていると思いますが、その電子申請について、今年度の春の変更により、不便になったことをお知らせします。昨年は、私の使っているMacパソコンの標準ブラウザであるSafariを使って何の問題もなく電子申請を行うことができましたが、今年度申請者情報を確認しようとしたら、ブラウザが反応しません。利用規約などを読んで動作環境を確認しましたが、私のパソコンはありませんでした。そこでサポートされていないはずのMacOSを使って、もう一つの補助的に使っているブラウザであるFirefoxを使いましたら、情報確認と情報の修正をすることができましたが、私のしたい電子申請ができるかどうかはわかりません。昨年担当者に私のパソコンで使用できることを確認したことを言ったところ「使えたかも知れませんが、動作保証はしていませんでした」とのことでした。システム開発の経済的な事情なのでしょうか、今まで利用できていたものができなくなるのが納得できません。県庁のシステムも不測の事態に対応するため、大変かと思いますが、その際に少数派がないがしろにされるのはグローバル化の時代になじまないのではと思います。できるだけ多くの人たちが気持ちよくシステムを利用できるように改善して欲しいです。	地域連携部	IT推進課	電子申請・届出システムについて、ご意見をいただきありがとうございます。県が一般の方向けに公開しているホームページについては「異なるOSやブラウザで問題なく閲覧できるようにする」ということを原則にしております。しかし、電子申請・届出システムは個人情報のやりとりが行われるシステムであるため、セキュリティ面等での制約があり、Macユーザーの方にはご不便をおかけしている状況です。MacOSで本システムを利用できたこととありますが、システムを提供しているベンダーは、MacOSでの動作保証をしておらず、利用により、予期せぬ何らかの不具合が発生することも考えられます。本システムは、改修を行ったばかりであり、早期の対応は困難ですが、「できるだけ多くの人達が気持ちよくシステムを利用できるように改善して欲しい」とのご要望を真摯に受け止め、今後の行政運営に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	施策の参考とする
45	2014/5/7	電子メール	要望	フルマラソン大会の開催について	私は市民ランナーです。ただいま、47都道府県でのフルマラソン完走を目指しています。そこで、お願いがございます。三重県内において、是非フルマラソン大会を開催してください。現時点でフルマラソン大会を開催していない県はあわずかです。三重県が最後の開催県とならないよう希望します。なお、私の調査不足により、すでに三重県内の市町でフルマラソン大会を開催しているかもしれません。ただ、日本陸連公認コースや、非公認であってもそれなりの規模で他県に引けを取らないレベルでの開催を望んでおります。	地域連携部	スポーツ推進課	貴重なご意見ありがとうございます。本県では、「みえ県民カビジョン」において、スポーツの推進を主要な政策として位置付ける中で、インターハイや国民体育大会並びに全国障害者スポーツ大会の本県開催、そして東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地誘致の取組を、鋭意進めているところです。さて、ご提案いただいているフルマラソンについては、多くの都道府県で大会が開催されており、地方自治体のみならず様々な主体がその運営を担っていることは十分に承知しています。本県において、県が主体となって開催するフルマラソンは、コース設定や警備など多くの課題や問題点を整理する必要があります。今回頂いたご意見も参考にしながら、本県のスポーツ全体の推進を図る中で、調査・研究を進めてまいりたいと思います。	施策の参考とする
46(C)	2014/5/19	電子メール	苦情	庁舎のトイレについて	よく鈴鹿庁舎へ行くのですが、いつ行っても3Fのトイレの便座の除菌クリーナーが空のままです。補充はされていないのですか。	鈴鹿庁舎	鈴鹿地域防災総務所	日頃は、三重県鈴鹿庁舎をご利用いただきありがとうございます。また、この度は便座除菌クリーナーに不備があり大変ご迷惑をおかけしましたことを心からお詫びいたします。ご指摘を受け、庁舎内全てのトイレにおいて点検・整備を行い、全てのトイレにおいて、便座除菌クリーナーをご利用いただけるようにいたしました。今後はこのようなことがないように清掃に関わる者全てに周知徹底を図らせていただきました。今後も一層、県民の皆さんに気持ちよくご来庁いただけますよう努めてまいりますのでよろしく願います。	県民の声を受けて実施した
47(A)	2014/5/9	電子メール	苦情	職員の対応について	津地域防災総務所内に事務局があるイベントが開催されています。この件で津地域防災総務所に電話で問い合わせをしたところ、電話に出た職員の対応は、まさに公務員といった「横柄でつけんどん」な対応でした。しかも、電話を代わった上司さえもこちらの問い合わせに対して、嘲笑ぎみに、笑いながらの返事で、事務局全体がまともな対応をしないのかと思ってしまうほどでした。お忙しいとは思いますが、もう少し親切な対応をして頂くと、県職員に対する評価も上がると思います。	津庁舎	津地域防災総務所	ご意見をいただきありがとうございます。また、先程はお電話をいただき大変恐縮です。この度は、職員の説明においてご不快な思いをされましたことにお詫び申し上げます。日頃から電話でお尋ねいただいた方への対応をはじめとして、わかりやすく丁寧な対応をするよう心がけているところですが、このように貴重なご意見をいただき、改めて職員に周知徹底し接遇向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	今年度内に反映したい
48(A)(C)	2014/6/3	電子メール	苦情	職員の運転マナーについて	通勤途中に、伊賀庁舎に入っていき車をみかけますが、強引に割り込んだり、方向指示器を出すのが遅かったり、交差点をショートカットしたり、マナーが悪すぎます。急ぐくらいなら、早く家を出れば済むことです。地元民に迷惑をかけないでください。公の人であるということは、他の模範となるべきものだと考えます。職員の教育はどうなっているのですか。	伊賀庁舎	伊賀地域防災総務所	この度は、貴重なご意見ありがとうございます。この件により、ご不快な思いをされたことにつきまして、お詫び申し上げます。頂戴いたしましたご意見のとおり、職員は率先して交通マナーを守り、自らの行動が公務への信用に与える影響を常に自覚して行動しなければなりません。つきましては、早速に庁舎事務局連絡会議で、頂戴しましたご意見の説明を行い、各所属職員へ交通マナーや交通安全運転の徹底について依頼いたしましたので、ご理解を賜りますようお願いいたします。	県民の声を受けて実施した

49	2014/5/7	電話	提案意見	農産物のグローバル化対応について	「県政だよりみえ5月号」の5ページ目に記載の「グローバル化への対応」を見て電話しましたが、牛肉ばかりではなく、米や野菜も対象にして、農産物全般をグローバルブランドとして売り出していくべきです。	農林水産部	フードイノベーション課	ご意見ありがとうございます。ご指摘の「グローバル化への対応」については、農林水産物・食品輸出イノベーション事業費などの予算化を行い、平成26年3月に設立した三重県農林水産物・食品輸出促進協議会を通じ、牛肉だけでなく、農林水産物や農産加工品などの輸出拡大支援を進めているところです。今後とも三重県の輸出拡大支援事業について、ご理解とご協力をお願いします。	すでに実施している
50	2014/5/26	電子メール	提案意見	抹茶の海外輸出について	三重県が全国3位のお茶の産地だと知りました。アメリカの大統領が来日した際に、抹茶のデザートが好評でした。また、海外の居酒屋のデザートで抹茶アイスが評判ですから、抹茶や抹茶を使った商品を海外に輸出してはいかがでしょうか。	農林水産部	農産園芸課	ご意見いただきありがとうございます。三重県では農林水産物・食品の輸出を拡大し、「もうかる農林水産業」につなげていくため、平成24年度から海外での物産展の開催などを通じて輸出支援に取り組んでいるところであり、平成25年度には、タイにおいて抹茶等の伊勢茶を利用した加工品（洋菓子等）のテストマーケティングを行いました。平成26年度からは、平成26年3月に設立した「三重県農林水産物・食品輸出促進協議会」を通じて、伊勢茶を利用した加工品をはじめとする県産品の輸出拡大に向けた取組を進めていきます。	すでに実施している
51	2014/5/26	電子メール	提案意見	ブランド牛の海外輸出について	ブランド牛は、海外輸出をしたほうが、さらに高く売れると推察します。松阪牛の生産者は輸出すると思います。日本からの牛肉輸出が少ない理由に、加工処理施設の衛生基準の壁があります。日本が初めて牛肉を輸出した頃、加工処理施設ではナイフの消毒装置もなく、衛生状況はとても低かったようで、当時、アメリカの衛生基準をクリアした処理施設はわずか3か所だけでした。その後、徐々に施設の整備も進み、輸出量が30トンに近づいた2000年に「口蹄疫」、2001年には「BSE」と次々に家畜伝染病が発生し、世界の多くの国が、日本産牛肉を輸出禁止としました。その間にじわじわと勢力を伸ばしたのが、オーストラリア産の「Wagyu」です。海外の高級肉市場を席巻してしまいました。香港の高級レストランをのぞいてみると、オーストラリア産「Wagyu」を日本で作られた霜降り肉と誤って食べている客がいました。そこで、最高級の霜降り和牛が海外で美味しさを知られると、さらに高価格で輸出されるようになると推察します。海外のグルメが高価格での入札をしてくると推察します。また、日本国内ではブランド牛は富裕層しか食べられません。ブランドでない値段の安い肉が食べられるようになると推察します。ブランド牛の生産者にとっては高価格で輸出業者が買収をするという好影響がうまれると思います。日本の和牛が、さらに高価格のブランド牛になることを願っています。	農林水産部	畜産課	この度は、ブランド牛の海外輸出について御意見をいただきありがとうございます。三重県産ブランド牛肉の輸出促進につきましては、平成26年度から「海外市場向け三重県産ブランド牛肉輸出モデル事業費」を予算化するのと同時に、平成26年3月に設立しました三重県農林水産物・食品輸出促進協議会の主要活動の一つとして位置づけ、当面は米国市場におけるニーズ調査などに取り組むこととしています。今後とも、ブランド牛肉をはじめとする三重県産品の輸出拡大への取組について、御理解と御協力をお願いします。	すでに実施している
52	2014/5/16	電子メール	提案意見	有害鳥獣捕獲事業用無線機について	地方自治体業務の「有害鳥獣捕獲事業」は、長年、当然のようにハンターの趣味の狩猟の延長線上で「個人（趣味）用アマチュア無線」を利用されています。アマチュア無線局は、金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人の無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務を行う無線局です。官公庁の業務用無線であれば、総務省より多くの利用が許可されているのに、「有害鳥獣捕獲事業」において「個人（趣味）用アマチュア無線」を利用されることに疑問があります。	農林水産部	獣害対策課	有害鳥獣捕獲事業用無線機器に関してのご提案を賜りまして、ありがとうございます。本県の野生鳥獣による農林水産被害は、依然として深刻であるため、被害の減少に向けて、市町等と連携し、総合的な獣害対策に取り組んでいます。この取組において、鳥獣被害防止特措法に基づき、市町が被害防止計画を策定し、その計画に盛り込んだ有害鳥獣捕獲やその他の施策は、市町が事業主体となって実施しています。そこで、本県としては、事業主体である市町に対して、必要に応じて所管する部署に法令の内容を確認することなどにより、電波法を含めた関係法令を遵守するよう周知しています。ただし、ご指摘いただきましたように、有害鳥獣捕獲にアマチュア無線機を使用していることも考えられますことから、電波法を所管する総務省とも相談しながら、改めて事業主体である市町等に対して、簡易無線機などの合法無線機の使用について、啓発に努めて参ります。	今年度内に反映したい
53	2014/4/30	電話	提案意見	間伐材の利用について	テレビで他県の間伐材を利用した事業を見ました。間伐した木材を売りに行き、温泉などで有効利用してもらおうというものです。老人の生きがいにもなり、大変いい取り組みだと思いました。三重県にも山が多いので、取り入れてみてはどうかと思います。	農林水産部	森林・林業経営課	この度は、「木の駅プロジェクト」についてご提案ありがとうございます。ご提案のありました「木の駅プロジェクト」につきましては、三重県におきましても地域の森林所有者自らが間伐材等の未利用木材を有効利用するため、重要な取組として支援しており活動の輪が広がっております。プロジェクトは、本来は地域の団体・グループなどが実施主体となり、買取り費を「地域通貨券」として発行し、地域での買物に利用し循環することが望ましいところです。これは、出荷者やお店は実施主体に事前の登録が必要な取組となっております。現在、多気郡大台町では「みやがわ木の駅プロジェクト」として、平成25年11月18日より買取りが始まっております。このプロジェクトは「地域通貨券」としての取組ではありませんが、主に製紙材料や木質バイオマス燃料向けとして買取りされており、地域の森林所有者が登録し出荷しております。また、伊賀市、名張市では試験的に木質バイオマス燃料向けの買取りを行っており、地域のグループ、親子、ご夫婦などで出荷され、間伐、木材の利用が進んでおります。この他にも、他の地域では温泉施設での利用などを検討しているグループもありますので、今後も引き続き新規プロジェクトの活動を支援してまいります。	すでに実施している
54 (A) (C)	2014/5/22	電子メール	提案意見	職員の勤務態度について	伊勢農林水産事務所に行った際、勤務中にも関わらず、お菓子を食べながら大きな声で談笑している職員がいました。市役所の職員はいつも忙しく働いているのに不快でした。仕事がないのであれば、職員を削減したらどうですか。また、このような職員がいれば上司は注意しないのですか。	伊勢庁舎志摩庁舎	村伊勢農林水産事務所農	平素より県民の皆様方から誤解を受けることがないよう執務態度やマナーについて注意喚起しているところですが、再度、全職員に周知しました。今後とも引き続き、来庁される方々をはじめ、県民の皆様方に不快感を与えることがないよう、職員に周知し徹底してまいります。	県民の声を受けて実施した

55	2014/4/28	電話	提案意見	バイオコークスについて	テレビ番組である大学がバイオコークスの作成をしていると聞きました。バイオコークスとは人工の石炭で、お茶の葉のかすを円筒形のシリンダーにセットして圧力をかけると60分で石炭ができるのです。これで石炭ができれば助かると思うので、三重県でも取り入れてはどうでしょうか。	雇用経済部	エネルギー政策課	ご提案いただき、ありがとうございます。三重県では、地域資源や地域特性を生かした新エネルギーの積極的な導入を促進し、あわせて地球温暖化対策や産業振興の観点から、平成24年3月に新エネルギービジョンを策定しました。この中で、バイオマスエネルギーについては、県土の3分の2を占める森林における未利用の木質バイオマスを活用した発電・熱利用の導入を促進するとともに、林業振興による適正な森林管理への相乗効果を図ることに取り組んでいるところです。ご提案いただきましたバイオコークスについては、生産コストの低減やバイオコークスに適した炉への転換などの課題はありますが、今後、化石燃料の代替としての利用が進むものと期待しています。ご提案いただいたご意見については、施策の参考にさせていただくとともに、バイオマスの利用技術に着目した取組を進めてまいります。	施策の参考とする
56	2014/4/28	電子メール	提案意見	三重県観光キャンペーンについて	「実はそれ、ぜんぶ三重なんです！」は、面白い企画で、出張で他県から三重に来られた方や、スタンプラリー好きの子どもさんも喜んでいました。他県のある施設で、従業員にじゃんけんで勝つと、ポイントカード2倍押しという企画がありました。他にも、各観光名所でカードを集めそれに付いているシールを応募券に貼りプレゼントに応募する企画もありました。カードは大人でも集めてみたい気になるようなものでした。カードホルダーもあり「こってるな」と、感心しました。予算の関係もあるので、カードやシールを作るというのは難しいですが、じゃんけんで勝つとなにかサービスがつくなど低コストで出来る企画がみえ旅パスポートにもあると面白いのではないかと思います。スタンプもプレミアスタンプとか限定の日に特別に押されるスタンプがあったり、それを押してもらえると別の観光地で、なにか特典がついたりしても面白いかもしれません。個人的には、花が好きなので花の種がうれしいです。子どもは、選べるのも好きだから1か所の観光地でもいろんなスタンプから1個を選び押ししてもらい、全部集めるとコンプリートでコンプリートしたパスポートを、例えば3種類スタンプがあったら、3冊見せると何か特典がつくとか何度でもパスポートを作りたくなる企画があると楽しいなと思いました。スタンプを押してもらった場所で飴が無料で配られていましたが、それを特典としてじゃんけんで、勝った人にだけ3個一袋にして配るとか等価交換の方が無料でどうぞとあってあるより、もらった時のうれしさがあがる気がします。ポケットティッシュは無料で配ってもらおうとうれしいです。	雇用経済部	観光誘客課	この度は、三重県観光キャンペーン「実はそれ、ぜんぶ三重なんです！」につきまして貴重なご意見を頂きまして、誠にありがとうございました。お子様が楽しめるような企画をご提案いただき、大変興味深く拝読いたしました。三重県観光キャンペーンでは、「みえ旅パスポート」のスタンプラリーをお楽しみいただくとともに、エリアイベントとして、東紀州地域では「めぐってみよら！東紀州deシールラリー」、北勢地域では「北伊勢で遊ぼう！花と食の回廊スタンプラリー」、伊賀地域では「伊賀流忍者からの指令～伊賀の国スタンプラリー」など、各エリアの特色を生かした楽しい企画を実施しております。詳しくは、三重県観光キャンペーン公式サイト(http://www.kankomie.or.jp/miecp/area/)をご覧ください。今一回いただいたご意見も参考にさせていただきますながら、今後も三重県を訪れた皆様楽しんで県内を周遊していただけるような企画を実施してまいりますので、引き続き三重県観光キャンペーンをご愛顧くださいますよう、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。	すでに実施している
57	2014/5/1	電子メール	提案意見	三重県のアピールについて	「あまの県・三重」と三重県をアピールしてください。「あま」には、天（あま）の天照大御神の皇大神宮（内宮）、雨（あま）の多い尾鷲市、海女（あま）の3つの意味があります。	雇用経済部	観光誘客課	この度は、三重県の観光振興にご関心をお持ちいただき、また、三重県の魅力的な観光資源を端的に言い表すことのできる素晴らしいキャッチフレーズをご提案いただき、誠にありがとうございました。さて、現在、三重県では、海女や忍者をテーマとした観光誘客に取り組んでいるほか、昨年の神宮式年遷宮及び本年の熊野古道世界遺産登録10周年の好機をとらえ、昨年4月から3年間、三重県観光キャンペーンを展開しております。本キャンペーンでは、「実はそれ、ぜんぶ三重なんです！」をキャッチフレーズに、海女をはじめ、魅力ある県内の様々な観光資源を、市町や関係団体等と連携し、情報発信しているところであり、頂きましたご意見も参考にさせていただきますながら、効果的に三重県の魅力を発信し、本県への観光誘客及び認知度の向上に努めてまいります。	施策の参考とする
58	2014/5/7	電子メール	提案意見	観光案内所でのサービスについて	三重県を応援しており、観光パスポートを用いながら三重県内を楽しく巡っております。三重県外から来る観光客が、観光案内所に求める役割について、考えてみました。まず、第一にトイレの利用があると思います。その次は携帯電話の充電を求めていると思います。私もこのゴールデンウィークに観光しましたが、スマートフォンの充電が切れて困りました。三重県内の観光案内所で携帯電話の充電ができるようにしてはいかがでしょうか。充電器を用意するのは大変ですので、まずは延長コードだけ用意にして、充電できるようにしてはどうでしょうか。最近の三重県は新進気鋭の精神に溢れてると思います。よろしくお願ひいたします。	雇用経済部	観光誘客課	この度は、三重県の観光振興について貴重なご意見をお寄せいただき、また、平素は「みえ旅パスポート」をご愛用いただき、誠にありがとうございます。各地域の観光案内所におきましては、その地域を訪れた方が、快適に旅することができるよう、様々な情報提供を行っております。本県への旅行がより快適なものとなるよう、また、再び本県を訪れたいと感じていただけるよう、いただいたご意見も参考にさせていただきますながら、各地域の観光案内所等とも連携し、様々な機会をとらえて観光地としての「おもてなし」向上に努めてまいります。	施策の参考とする
59	2014/5/19	電子メール	提案意見	アンテナショップについて	名古屋駅近くにあるアンテナショップ桜通りカフェを初めて利用しました。単刀直入に言う「もったいない」と感じました。確かに駅から少し離れていて人通りも名古屋駅よりも少ないですが、もっとアピールの仕方があるんじゃないでしょうか。表から見てもカフェとは書いてありますが、三重県のアンテナショップとはわかりません。もしかしてそれがいいのかもしれませんが、場所もある程度良くて、店内の雰囲気も悪くない、各市町のいいものもいっぱいあるのに宝の持ち腐れのような気がします。私は17時半ごろから1時間くらい居りましたが、飲食利用が私の他に1人、物産品を見にいらした方が3人くらいでした。時間帯も悪かったのかもしれませんが、こんな素敵な場所があるのですから、もっと利用しない手はないと思います。作るだけ作って満足…もうそんな時代ではないと思います。あともう1点、気になった点があります。18時半ごろに店内飲食利用テーブルにキャンドルが準備されたのはすごくよかったと思います。ただ、店内の照明を少し暗めにしていたのは飲食利用される方はいいかもかもしれませんが、せっかくの商品に対しては逆効果だと思います。商品を見ていたのですが、暗くなって商品があまりよく見えなくなりました。生産地の方々の思いのこもった商品なのにかわいそうです。よりよい店内作りを切に願ひます。三重県が好きなので、あえてこのようなメッセージを送らせていただきました。これからも応援しております。	雇用経済部	観光誘客課	この度は「さくら通りカフェ」をご利用いただき、また貴重なご意見をお寄せいただきまして、誠にありがとうございました。「さくら通りカフェ」は、県と13市町、公益社団法人三重県観光連盟が参加する「三重の観光営業拠点運営協議会」の委託事業として、三重県産の食材を使用したランチメニューの提供や特産品の販売、また、三重への旅の動機付けとなる三重の魅力を発信する場として活用しているほか、受託事業者が自己資金を投入してその営業活動の拠点として運営しています。いただいたご意見を関係者で共有させていただきながら、より良い「さくら通りカフェ」の運営に取り組むとともに、多くの方が三重県に訪れていただけるよう魅力ある三重の情報発信に努めてまいります。	すでに実施している
60	2014/5/20	電子メール	提案意見	高速道路料金について	高速道路が延伸し北中勢はずいぶん便利になりました。新しい博物館ができることをこころ待ちにしておりましたが、自動車道通行料の割引制度の廃止により往復の高速道路料金のお負担となり、県南部からはやはり遠いところとなってしまいました。南部振興に力添えいただいておりますが、普通に生活する者にとっては、地域外から訪れる方々のための施設のような気がします。県南部にも高速道路ができて便利になりました。しかし地域外からレジャーとして訪れる道と受診などの生活の格差を埋めるための道があることをお考えいただきたいです。国に働きかけていただき、南部振興の道の通行料の割引制度の復活をお願いいたします。	県土整備部	道路企画課	この度は、ご提案いただきましてありがとうございます。高速道路は、整備や大規模更新にかかる費用を、高速道路の利用者負担で賄うことを基本としています。また料金割引については、従来からの高速道路株式会社が行っている割引と、平成20年からは国費負担による割引を社会実験として導入し効果検証が行われてきました。国費負担は平成25年度末で終了し、平成26年4月1日以降の新たな割引制度は、生活対策、観光振興、物流対策などの観点を重視しつつ、高速道路の利用機会が多い車に配慮した割引制度に見直されたところです。通行に当たりましては、現在の料金割引制度を有効にご活用いただきますようお願いいたします。なお、採算性等の観点から、高速道路会社で整備・管理が難しい紀勢自動車道の紀伊長島IC以南は、着実に整備を進めるため国と県の負担により整備を行っています。このため、紀伊長島IC以南は無料で通行できる高速道路となっています。	反映は困難である

61	2014/5/12	電子メール	要望	国道42号の除草について	例年、国道42号の除草を実施していただいておりますが、国道の法肩部分だけしか刈っていただけません。高さ2m足らずの法面です。せめて法尻まで刈って頂けないでしょうか。また、残地買収した箇所も除草されず、草だらけの状況です。葛などツル草が田までのびてきて苦慮しています。防草対策として舗装していただけないでしょうか。駐車帯として活用できると思います。ぜひ、よろしくお願い致します。	伊勢庁舎志摩庁舎	伊勢建設事務所保全室	貴重なご意見ありがとうございます。道路除草について、限られた予算の中で視認性を確保し、道路通行の安全を確保することを目的に行っているため、ある一定の基準（盛土法面：約1.0m、切土法面：約1.5m）に基づいて作業を行っています。何とぞ、ご理解のほどよろしくお願い致します。残地箇所については早期に除草を行い、現在検討中の防草対策は、具体的な方法を選定のうえ、対応してまいります。	今年度内に反映したい
62	2014/5/14	電話	提案意見	道路の管理について	国道163号沿いにある土木業者のダンプカー出入口付近で、土曜・日曜も含めて毎日朝から県の職員が汚れた道路の掃除をしています。自分も土木業を行っていますので、自分が汚した道路は自分で掃除をしています。一部の業者の所だけ県がやるのでしたら、全部県でやって下さい。	伊賀庁舎	伊賀建設事務所	平素は、三重県土木行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。ご指摘のダンプ出入口の清掃につきましては、事業者に対して、道路清掃及び道路汚損防止対策を講じるよう厳しく指導しており、事業者も対応しているところですが、しかし、道路に泥や石等が残存し、通行する車両等の安全な走行に支障があると判断した場合には、通行者のためにやむを得ず職員が対応することがあります。今後は、建設事務所職員が対応しなくてもよいように、事業者に対し、更なる対応を行うよう強く指導してまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い致します。今後とも、県管理道路の適切な管理に努めてまいりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。	すでに実施している
63 (A) (C)	2014/4/25	封書・葉書	苦情	職員の執務態度について	夕方（16時から17時）にコンビニでご飯を買っている熊野建設事務所の職員がいました。休みを取って買い物をしているのか休みを取らずに勤務時間中にも関わらず買い物をしているのか判断できませんでしたが、後者ならあり得ないことです。昼頃なら時間をずらして休憩かとも考えられますが、勤務終了時間間際に買い物となると私用としか考えられません。時々熊野庁舎に用があり行きますが、この職員はたばこもよく吸っているように感じます。毎日庁舎へ行っているわけではなく喫煙室にいます。買い物をしたり、たばこを吸ったり勿論勤務時間内に業務を終わらせているのですよね。残業をして残業代を払うなんて無駄な税金の使い方はしていませんよね。コンビニでの買い物については、休みを取っていたにしても県民に誤解を招くような行動を取ること自体、県職員として意識、資質が低いと思います。	熊野庁舎	熊野建設事務所用地調整室	ご意見ありがとうございます。平素より県民の方から誤解を受けることがないように日頃の行動には十分気を配るよう注意喚起を行っているところですが、再度、全職員に対し周知いたしました。今後も様々な機会を捉えて注意喚起を行い、職員一人一人が公務員としての自覚を持ち、県民の皆様からの信頼を損なうことのないよう徹底してまいります。	県民の声を受けて実施した
64	2014/4/28	電子メール	提案意見	発電施設の譲渡について	三重県では耐用年数を経過し、帳簿上の価値がゼロになれば発電施設を民間企業へ譲渡するのはおかしくないですか。まだ発電可能であれば資産価値はあるのではないのですか。資産価値のあるものを無料で譲渡して、その見返りに県職員の天下り先を確保するなんて許されるのですか。	企業庁	電気事業課	ご意見ありがとうございます。ご指摘の内容は、水力発電事業の電力会社への譲渡のことと思います。県の水力発電事業は、昭和27年に最初の発電所を建設して以降、合わせて10箇所の発電所を建設し（発電施設の一部は国等から補助金を受けた施設もあります。）、管理運営を行ってきました。平成23年に、3ヶ年かけて10箇所全ての水力発電所を譲渡対価105億円で電力会社に譲渡することに合意しました。その譲渡対価については、県の簿価をもとに電力会社と交渉を行い決定した金額であります。平成25年4月1日に2発電所を、平成26年4月1日に3発電所を譲渡しましたので、現在は、5箇所の発電所を管理運営しています。なお、ご指摘のような民間会社への天下りの事実はありません。	すでに実施している
65 (A) (C)	2014/5/7	電子メール	提案意見	公用パソコンの私的な使用について	三重県職員の行動について疑問がありますので投書します。北勢水道事務所には、私的遊興のために会を結成し活動している職員がいて、その会の活動のために公用パソコンや公用電子メールを使用していると聞きます。会のメンバーには県職員OBで業務に直接関係している民間企業へ天下りしている人もいます。このようなことが許されるのですか。県民は、三重県職員の遊興のために税金を納めているではありません。徹底的に調査し、現在関与している職員の処分を検討していただき、綱紀粛正、税金の適正利用に務めてください。	企業庁	北勢水道事務所	ご意見ありがとうございます。ご指摘の内容について確認を行いましたところ、職員間の親睦を深めることを目的とした有志の会の昨年度の開催において、その前年度末に退職した元事務所職員1名を交えて行ったことと、現職職員への連絡手段として庁内メールが使用されたことを確認しました。このような職務に関係のないことで公用パソコンを使用することは不適切な行為であると考えます。服務規律の遵守については、職員に対してかねてより様々な機会をとらえて注意喚起をしているところですが、事務所内の全職員を対象として、再発防止に向け、公用パソコンの適正使用の徹底や、コンプライアンス意識の向上について、会議や研修を通じて徹底してまいります。	県民の声を受けて実施した
66	2014/4/25	電子メール	提案意見	県議会議員定数改正について	紀宝町在住のものですが、1票の格差を是正することについてはある意味仕方がないと思いますが、過疎地域に住んでいるものにとってはただ機械的に数字をいじり定数をあてはめているようにしか見えません。過疎地域の声、その地域にあった声が議会に届かなくなるように思います。県南ばかり減り県北が増える今回の案には賛成できません。さらに、熊野市・南牟婁郡選挙区では定数1になりますが、選挙区は広いですが議員1名を選ぶ小選挙区になってしまいます。国政選挙においても小選挙区制が導入されていますが、死票が増える欠点があります。以前のような中選挙区制が望ましいと考えています。熊野市・南牟婁郡選挙区と尾鷲市・北牟婁郡選挙区を合区し、定数2にと考えます。この定数改正実施にはまだ時間があります。県議会や世論での十分な議論を願うところです。	議会事務局	議会事務局	県議会議員の定数や選挙区については、選挙区調査特別委員会において4月25日にパブリックコメントに対する回答と同委員会の最終案を取りまとめたところです。いただきましたご意見は、議員に周知します。	すでに実施している
67	2014/5/19	電話	提案意見	議員と直接話ができる方法等について	県議会だよりのデータ放送を見ました。請願・陳情についての説明がありましたが、請願・陳情に至る前の段階で、例えば、議員が当番で待機して、電話やテレビ電話を使い、県民からの意見を直接聴いたり、話をしたりできるような方法も取り入れてはどうですか。	議会事務局	議会事務局	いただきましたご意見は、議員に周知します。	すでに実施している
68	2014/5/1	封書・葉書	照会	住民監査請求について	県の外郭団体に県職員が駐在することについての公金支出に関する住民監査請求・措置請求を個人で行うことができるか教えてください。	監査事務局	監査委員事務局	違法な公金の支出などに関する住民監査請求については、地方自治法第242条に規定されており、三重県の住民であれば個人でも請求することが可能です。詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。 http://www.pref.mie.lg.jp/KANSAI/HP/05jumin/goannai.htm 不明な点等ございましたら、三重県監査委員事務局総務・評価課までお問い合わせください。	すでに実施している

69	2014/4/25	面談・来訪	苦情	授業料等の口座引落しについて	県立高校に通っていますが、授業料等の口座引落の申出を提出したところ、一部の金融機関の使用はできないと言われました。申出書にはその金融機関が使用できないとは書かれていませんでした。なぜ、使用できない金融機関があるのですか。また、高校の事務室の者は、この件について笑って対応しました。	教育委員会	予算経理課	授業料等の支払方法については、口座引き落としをお願いしているところですが、現在、口座引き落としを委託している銀行で使われているシステムと、一部の金融機関のシステムには差があるため、これらの金融機関からは引き落としをさせていただくことができません。ご希望に添えず、申し訳ありませんが、他の金融機関の使用にご理解賜りますようお願いいたします。なお、職員の対応により、不快感を与えたことについては、お詫び申し上げます。	反映は困難である
70 (72) (74)	2014/4/28	電子メール	照会	県立高校の課外授業について	私の子どもは県立高校に通学しています。面倒見のいい学校ということで、先生方は本当に親身になって子どもをよく見てくれます。特に、休日まで課外授業をしてくれて、塾等にもかかわらずに済んでいます。逆に考えると、そこまでしてくれる先生のが心配です。確か、先生は時間外手当がつかないと聞いています。課外授業は、無料奉仕かと思って聞いてみると、県費外の団体が主催となっていて、そこから手当をもらっているとのこと。そこで、疑問がありますので回答をお願いします。休日の課外授業は1 副業なので地方公務員法違反でないか。2 誰が命令しているのか。校長か、県費外団体か、自発的なのか。3 教員は過重労働になっていないか。4 学校は県費外団体から学校施設使用料、電気代を徴収しているか。5 事故があったときの責任体制はどうなっているか。	教育委員会	教職員課	ご質問ありがとうございます。1～3について回答いたします。ご指摘のとおり、地方公務員法には、営利企業等の従事制限が規定されており、公立学校職員にも適用されますが、教育公務員には教育に関する兼職・兼業につき特例が認められているところです。教育公務員は、教育公務員特例法により、本務の遂行に支障がないと任命権者が認める場合には、給与を受け、または受けず、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することができます。本県では、PTA等が主催し、週休日及び休日に実施する講習の業務への従事につきましては、校長の職務命令ではなく、PTA等主催者から所属校の職員に依頼があり、校長が当該業務への兼業について承認するという手続を行った上で、講習の業務に従事しているものです。なお、校長が当該業務への兼業を承認する際に、本来業務の状況を考慮し判断していますので、本来業務に支障をきたすほど負担となっていないものと考えます。	すでに実施している
71	2014/5/13	電話	提案意見	雇用契約について	家族の者が臨時職員として県で働いていますが、3月末で一旦退職して、4月1日に就職する契約形態の為、3月の1ヶ月分の国民年金と健康保険料を個人で払わなければならない状況です。国からは、こんなやり方は駄目ですよと言う通知が出ていて、自分が確認した他の県は直っています。三重県は国の通知を無視していつまでも続けていますが、是正できないのは何故でしょうか。	教育委員会	教職員課	ご質問ありがとうございます。常勤講師につきましては、地方公務員法の規定により、1年を超える任用ができないことから、任用は4月1日から3月30日までとしているところです。こうしたことから、3月30日で退職した常勤講師につきましては、公立学校職員の退職手当に関する条例に基づき退職手当を支給しています。また、日本年金機構三重事務センターに常勤講師の任用に関する現状の説明を行い、了解を得た上で、厚生年金及び健康保険に関する手続を行っているところです。なお、他の都道府県の取扱いは統一されていないと聞いていることから、今後の取扱いについては、他の都道府県の状況を見て検討することとしていますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。	施策の参考とする
72 (70) (74)	2014/4/28	電子メール	照会	県立高校の課外授業について	私の子どもは県立高校に通学しています。面倒見のいい学校ということで、先生方は本当に親身になって子どもをよく見てくれます。特に、休日まで課外授業をしてくれて、塾等にもかかわらずに済んでいます。逆に考えると、そこまでしてくれる先生のが心配です。確か、先生は時間外手当がつかないと聞いています。課外授業は、無料奉仕かと思って聞いてみると、県費外の団体が主催となっていて、そこから手当をもらっているとのこと。そこで、疑問がありますので回答をお願いします。休日の課外授業は1 副業なので地方公務員法違反でないか。2 誰が命令しているのか。校長か、県費外団体か、自発的なのか。3 教員は過重労働になっていないか。4 学校は県費外団体から学校施設使用料、電気代を徴収しているか。5 事故があったときの責任体制はどうなっているか。	教育委員会	学校施設課	ご質問の4について次のとおり回答します。当該学校に確認したところ、建物使用料については、学校と密接に関連する団体であるPTAが主催するため免除としています。また、電気代については、生徒が課外の空き時間や課外授業終了後も教室で自習するなどし、加えてクラブや自習のみに登校している生徒も多く、課外授業にかかる教室やトイレ等の使用時間が判別できないことから徴収していません。	すでに実施している
73 (35) (A)	2014/4/21	電子メール	激励・賛同	職員の対応について	先日、子どもの高校入学の相談に、教育委員会高校教育課と環境生活部私学課に行きました。各課の対応者の対応が非常に親切で良かったです。また、ほかの階でも、人を探していると、何人かの女性職員が「誰かお探してしたら探しましょうか」とおっしゃって下さいました。非常に気持ちのいい対応と、親切な心配りに、嬉しくなり報告をさせていただきました。対応して頂いた皆さま、ありがとうございます。	教育委員会	高校教育課	この度は、職員の対応について、お礼の言葉をいただきありがとうございます。これからの業務向上に当たっての更なる励みとさせていただきます。今後とも、来庁された県民の皆様への接遇向上に努めてまいります。	すでに実施している
74 (70) (72)	2014/4/28	電子メール	照会	県立高校の課外授業について	私の子どもは県立高校に通学しています。面倒見のいい学校ということで、先生方は本当に親身になって子どもをよく見てくれます。特に、休日まで課外授業をしてくれて、塾等にもかかわらずに済んでいます。逆に考えると、そこまでしてくれる先生のが心配です。確か、先生は時間外手当がつかないと聞いています。課外授業は、無料奉仕かと思って聞いてみると、県費外の団体が主催となっていて、そこから手当をもらっているとのこと。そこで、疑問がありますので回答をお願いします。休日の課外授業は1 副業なので地方公務員法違反でないか。2 誰が命令しているのか。校長か、県費外団体か、自発的なのか。3 教員は過重労働になっていないか。4 学校は県費外団体から学校施設使用料、電気代を徴収しているか。5 事故があったときの責任体制はどうなっているか。	教育委員会	高校教育課	ご質問の5について次のとおり回答します。休日の課外授業における事故については、全生徒がPTA主催事業にかかる保険（PTA団体傷害保険）に加入しており、当保険にて対応できることとなっています。	すでに実施している
75	2014/4/28	電子メール	提案意見	学力向上について	他府県のように5年以内に学力を向上できない校長は強制的に左遷する方式に賛成です。三重県の場合は、すでに5年以上学力は最下位に位置していても、校長はゆうゆうと自動的に出世するようになっています。このような制度では学力の向上はあり得ないでしょう。	教育委員会	小中学校教育課	全国学力・学習状況調査の結果から、教科に関する調査の平均正答率は、全ての教科で2年連続して全国を下回っており、これまでの学力向上に向けた様々な取組が成果として十分表れていない状況となっており、重く受け止めています。このような状況を改善する上で、まず、校長をはじめとする教職員一人一人が今回の調査結果を自らのこととして受け止めることが重要であると考えています。このため、県教育委員会では、学力向上に向けて、校長がリーダーシップを発揮し、授業改善等の取組が着実に実践されるよう、市町教育委員会と連携して取組を進めているところです。また、各学校が、保護者、地域に対し、調査結果等を公表、説明を行うことにより、学校・家庭・地域が主体的にその役割を果たしつつ、一体となって取組を推進することとしています。今後とも、全ての子どもたちの教育環境の向上とともに学力向上に向けて、各学校の実態に応じた支援ができるよう努めてまいります。貴重なご意見、ありがとうございます。	すでに実施している

76	2014/6/2	電子メール	照会	特別支援教育について	特別支援教育の実態に関して、3点質問させていただきます。1 パーソナルカルテについて これは、保護者・本人が記入、保管するものだということですが、保護者、本人が任意で記入するものですか。また、データベース化して、関係者が情報共有のためアクセスできる環境にありますか。2 特別支援教育の対象について 特別支援学級に在籍している児童の保護者から、「ひとたび支援の対象から外れると、再度、支援の対象になることはできない。」との話を聞きましたが本当でしょうか。3 平成25年度校種別体制整備状況のデータについて 「個別の指導計画」の作成率ですが、例えば小学校では、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童は含まれていないデータでしょうか。以上、よろしくお願いいたします。	教育委員会	特別支援教育課	ご質問ありがとうございます。3つのご質問について、それぞれ回答させていただきます。1 パーソナルカルテについて ご質問のとおり、パーソナルカルテは、本人・保護者が任意で入手し、記入するものです。データベース化は行っていません。パーソナルカルテに記載されている情報の関係機関への提供は、本人・保護者から行うことを原則としています。2 特別支援教育の対象について ご質問は、「特別支援学級から通常の学級に転籍した場合、再び特別支援学級に戻ることができないのか。」という内容かと思えます。特別支援学級から通常の学級へ転籍する場合は、障がいの状態、教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、総合的に判断します。実際には、試行的に通常の学級で学んだり、本人・保護者との教育相談等を繰り返したりしながら計画的に進めていくため、予め「無理な場合には特別支援学級に戻す」といったことを想定した計画性のない転籍を行うことはありません。ただし、通常の学級に転籍した後に、予期せぬような障がいの状態の変化が起き、再度、特別支援学級で学ぶことが必要となった場合には、特別支援学級に戻ることが可能と考えられます。なお、特別支援教育は小中学校の通常の学級に在籍する児童生徒も対象としており、必要な支援を行っています。3 平成25年度校種別体制整備状況のデータについて 特別支援教育体制整備状況は文部科学省の調査に基づく資料です。この調査では、例えば小学校における個別の指導計画の作成率は、県内の全ての小学校のうち個別の指導計画を作成している小学校の割合を示しています。したがって、特別支援学級に在籍する児童と通常の学級に在籍する児童を対象としています。ただし、この調査では内訳の詳細までは把握できません。今後とも引き続き、みなさまとの共通理解を図りながら、教育活動の充実に努めてまいります。	すでに実施している
77 (36)	2014/5/7	電子メール	提案意見	中高生の買い食いについて	以前からですが、私立公立問わずコンビニでの買い食いが目立ちます。コンビニの前で長時間にわたりたむろしている子どもたちを見ると、三重県の行く末が心配ですし、見ていて不愉快です。三重県として、そのようなことをなくしていかなければならないのではないのでしょうか。	教育委員会	生徒指導課	中高生のマナーに対するご意見ありがとうございます。県内の公立及び私立中学校・高等学校においては、生徒の登下校時におけるマナーについて、各校で定めた校則に基づいて指導を行っているところです。しかし、登下校時におけるマナーの指導については、学校における指導とあわせて、家庭や地域社会等の協力も必要なことから、県としましては、より一層、家庭・地域社会・関係機関との連携を図り、子どもたちのマナー指導の充実に努めてまいります。なお、ご指摘のありました件につきましては、高等学校地区別生徒指導連絡協議会等を通じ、各学校に対してマナー指導の向上に取り組むよう、指導してまいります。今後とも、三重県の教育にご協力の程よろしく申し上げます。	すでに実施している
78	2014/5/9	電子メール	提案意見	県立高校の生徒送迎について	狭い一本道を塞ぐように、県立高校に保護者の車での送迎があります。しかも多数です。付近の道路事情をご存知ないのですか。すぐさま禁止してください。また、実態を調査してください。	教育委員会	生徒指導課	高校生の登下校に関するご意見ありがとうございます。ご指摘のありました学校では、以前より送迎を控えて欲しい旨について保護者に連絡しており、昨年度にも保護者に周知を行うとともに、在校生に対して全校集会及び学年集会、ホームルーム活動等を通じて、登下校の際に保護者による送迎を控えるよう指導を行っているところです。今年度につきましても、入学式等で新入生及び保護者に文書を配布するとともに、職員から近隣の交通事情について説明し、登校時の送迎を控えるよう指導を行ったほか、毎日の登校時と下校時に職員が学校前で交通指導を継続して行っています。なお、ご指摘のありました件につきましては、高等学校地区別生徒指導連絡協議会等を通じ、各学校に対してマナー指導の向上に取り組むよう、指導してまいります。今後とも、三重県の教育にご協力の程よろしく申し上げます。	すでに実施している
79 (31)	2014/6/2	電子メール	提案意見	上げ馬神事について	上げ馬神事は、三重県の無形民俗文化財に指定されているわけですから、対外的には三重県の祭りとして認識される場合も多々あり、したがって、無形民俗文化財と指定されるにふさわしい内容であるべきだと考えられます。4月に行われた上げ馬では、土壁が上がりやすく改善されたようで、多くの馬が上がり、ひっくり返る馬も見られず、喜ばしいことでした。ただ、馬のおなかを蹴ったりといった暴力行為が散見されたのは残念なことでした。5月に行われた上げ馬では、今年は2頭の馬が命を落としました。土壁を上がれずひっくり返った馬も見られ、安全性の問題に課題があるのは明白と思われれます。また、どちらの上げ馬神事でも、暴れる馬が見られ、騎手が落馬するなど、人と馬の信頼関係が見られない場面が多々ありました。人も馬も安心して参加できる行事、子どもも含めた観客が安心して見られる行事、三重県の無形文化財にふさわしい行事にすべく、関係者の努力を求めたいと思います。	教育委員会	社会教育・文化財保護課	ご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。県教育委員会では、上げ馬神事について、神事における馬の取扱い、青少年の健全育成、神事の安全な実施の観点から改善が行われるよう、指定文化財の保持団体に対し、これまで勧告や助言を行ってきました。また、今年度の神事についても、改善を踏まえた文化財の適切な継承が行われるよう求めてきました。今後も、さらなる改善に向けて、文化財保持団体の自主的な取組が行われるよう、求めていくこととしています。ご意見につきましては、地元関係者に伝えさせていただきます。	すでに実施している